

## 平成28年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月11日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成28年3月11日 午前10時40分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
  1. 付託案件
    - 議案第19号 可児市行政不服審査に関する条例の制定について
    - 議案第20号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
    - 議案第21号 可児市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について
    - 議案第22号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第23号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第24号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第25号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第26号 可児市職員の給与支給に関する条例及び可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第27号 可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第29号 可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
    - 議案第36号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更について
    - 議案第37号 新市建設計画の変更について
  2. 出資法人の経営状況の説明について
    - ・一般財団法人 可児市公共施設振興公社について
  3. 各部における条例の制定・改正予定又は新規事業等について（報告）
    - (1) 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定
    - (2) 第四次総合計画後期基本計画に係る総合計画審議会答申について
    - (3) 新市建設計画に係る兼山地域審議会答申について
  4. 報告事項
    - (1) 駅前拠点施設建設に伴う総合会館及び総合会館分室の機能集約について

- (2) 広報の発行回数見直しについて
- (3) 可児市観光ランドデザイン本編について
- (4) 平成28年度地方税制改正(案)について

5. その他

5. 出席委員 (8名)

委員 長	澤 野 伸	副 委 員 長	天 羽 良 明
委 員	林 則 夫	委 員	可 児 慶 志
委 員	山 根 一 男	委 員	伊 藤 壽
委 員	渡 辺 仁 美	委 員	大 平 伸 二

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

一般財団法人可児市公共施設振興公社	事務局長	金 子 孝 司
-------------------	------	---------

8. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	前 田 伸 寿	企 画 部 長	佐 藤 誠
議会事務局長	吉 田 隆 司	総 務 部 長	平 田 稔
観光経済部長	牛 江 宏	広 報 課 長	尾 関 邦 彦
総 務 課 長	杉 山 修	財 政 課 長	酒 向 博 英
収 納 課 長	鈴 木 広 行	経 済 政 策 課 長	宮 崎 卓 也
観光交流課長	坪 内 豊	産 業 振 興 課 長	桜 井 孝 治
議会総務課長	松 倉 良 典	税 務 課 長	大 澤 勇 雄
公有財産経営室長	伊 藤 利 高	総 合 政 策 課 長	瀬 瀬 新 吾

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書 記	小 池 祐 功	議会事務局 書 記	村 田 陽 子
--------------	---------	--------------	---------

○委員長（澤野 伸君） それではただいまから総務企画委員会を開会いたします。

それでは付託案件より審査を始めさせていただきます。

付託案件の審査においては、全部長に出席いただいておりますが、議案説明を行う課長におかれましては、説明の後、随時退席いただくこととなっております。

それでは、議案第19号 可児市行政不服審査に関する条例の制定についてを議題といたします。

なお、執行部の方に申し上げますが、答弁する際には手を挙げて、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案第19号の提案説明をさせていただきますが、今回、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、条例の新規制定または一部改正など多くの議案を提案させていただいております。そこで、条例の内容を御理解いただくためにも、その条例の説明の前に行政不服審査法の概要について御説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

詳しくは総務課長から御説明いたします。

○総務課長（杉山 修君） それでは、お手元の右肩のところに総務企画委員会資料ナンバー1というふうに記載がしてございますカラー刷りのA4縦1枚のもの、一番上に行政不服審査法関連三法の概要と記載してあるものをお持ちでしたらごらんいただきたいと思います。

ちょっと条例の条文だけですと法律との関係などがわかりにくいと思っておりますので、ちょっと長くなって恐縮でございますが、この総務省の資料に基づきまして全体像をごらんいただいた上で各条例の御説明に入りたいと思っております。

今回の条例制定・改正の直接の原因となりますのは、この資料の一番上の枠に記載された関連三法のうち行政不服審査法、これが新たに制定されたということによるものです。これは、その下の黄色い枠の中にありますとおり、処分に関して国民が行政庁に不服を申し立てる制度であります不服申し立てについて、1つは公正性の向上、2つ目は使いやすさの向上、この2つの観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行ったというものでございまして、新たな行政不服審査法は平成26年6月に公布されまして、この平成28年4月1日に施行されることが決定しております。

そして、行政不服審査法の主なポイントをその下を書いてございますが、ポイントは3つございます。

1つ目は、審理員による審理手続と第三者機関への諮問手続の導入というものです。具体的には、処分に関与しない職員の中から指名される審理員が公平に審理することや、有識者から成る第三者機関が市長等の判断をチェックすることによりまして公正性の向上を図ります。

資料の中ほどのフロー図がございまして、左側が現状、右側が改正後ということになりま

す。新たな不服申し立ての流れとしましては、改正後のほうでございますが、これは実は市長部局の場合に限っての図になるんですけれども、その市民の不服申し立てをまず真ん中の審理員が審理をしまして、その意見書を審査庁である市長に提出して、市長はそれを第三者機関に諮問して、答申を市長が受けた上で市民に対する裁決を行うということになってまいります。

なお、教育委員会等、行政委員会への申し立ての場合は、それぞれの委員により客観性が担保されているということから、法律の規定によりまして行政委員会がみずから審理して、第三者機関を経ることなく裁決を行うと、ほぼ今までどおりの形になるということでございます。

こうした流れにつきましては、基本的に国も地方自治体も行政不服審査法が同じように直接適用されるわけでございますが、条例との関係としましては、同法の範囲内でこの第三者機関や審理員について、いろんな自治体の状況がございますので、各自治体の状況に応じて条例においてその所掌範囲や適用除外を規定することができるということとなっております。このため、今回の新たな行政不服審査条例におきまして、この第三者機関として行政不服審査会を設置し、そこに情報公開条例と個人情報保護条例の規定による不服申し立て審査機能も集約するほか、情報公開条例等におきまして審理員の適用除外を定めるなど、可児市の状況に応じた審査体制の整備を行ってまいります。

ポイントの2つ目は、その下のところがございます不服申し立ての手續を審査請求に一本化して異議申し立てを廃止するということと、3つ目は審査請求をできる期間が現行の60日から3カ月に延長するということ。これらによりまして、不服申し立て制度の使いやすきの向上が図られております。

この資料に基づく御説明は以上になりまして、続きまして行政不服審査に関する条例、まず議案書の14ページをごらんいただきますようお願いいたします。提出議案説明書のほうは、2ページの真ん中あたりからになってまいります。

この条例は、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、公正な不服申し立て制度の確保のための第三者機関としての可児市行政不服審査会の設置等、必要な事項を定めるというのが制定の趣旨でございます。制定内容としましては議案書の14ページをごらんいただきます。

第1条で条例の目的、第2条において行政不服審査会の位置づけを定めます。この行政不服審査会は、行政不服審査法による諮問機関としつつ、情報公開・個人情報保護制度の客観性を引き続き確保するため、可児市情報公開条例や個人情報保護条例の規定による諮問も受ける機関といたします。

第3条から第8条までは、行政不服審査会の組織委員等について定めます。

第9条は、審理手續について専門性を有する者、具体的には外部の弁護士等の審理職員としての任用について定めております。

施行日は平成28年4月1日となります。

そして、条例の施行前に必要な準備行為は施行日前においても行うことができることとさ

せていただいておりますが、議会最終日から施行日まで1週間しかございませんので、委員の委嘱、審査職員の任用とか、あと市民や職員への周知、例えば広報の記事なんかの作成などの内部的な準備作業は進めさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第19号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（山根一男君） 行政不服審査会というのを新たに設けるということで、これはどのような方が、もう進んでいるとは言えないかもしれませんが、どのような方を想定してやっているのでしょうか。

○総務課長（杉山 修君） 現在、内部的にあくまで想定でございますが、弁護士の方、あるいは大学教授の方、あるいは自治会代表の方、あるいは市民の方、そういった方々を想定しております。

○委員（伊藤 壽君） 先ほどの法律の説明のときに、実際の状況に応じてというような話がありましたが、この可児市の行政不服審査に関する条例の中ではどういったことがありますかね。

○総務課長（杉山 修君） 例えば第3条の組織で委員は5人以内とするとか、任期は3年とするとか、あと会長、副会長のあたり、このあたりが基本としては法律が直接適用されないところですので、この辺について各自治体、例えば5人じゃなくて9人にするとか、大きな自治体ではそういうこともあるでしょうし、そういうようなところで自治体独自で定めることができるということに基づきまして、こういう形で定めております。

○委員（山根一男君） 過去に、1年間でも5年でもいいですけど、実際に可児市の場合、不服審査の適用はあったのでしょうか。

○総務課長（杉山 修君） 過去においては、年平均ですけれども、二、三件ほど不服申し立て自体はございます。ただ、形式審査の時点で却下するというものも半分ぐらいございますので、そういうものは審査会にかかりませんから、実際に審査会にかかってくるのは、毎年平均すると一、二件ということになるかと考えております。

○委員（山根一男君） 却下する場合は、何か要件を満たさないというようなことですか。もし具体的なことがあればお願いします。

○総務課長（杉山 修君） 不服申し立ての形式的な要件を満たさないと。例えば、今ですと60日を超えての不服申し立てというようなことでございます。

○委員（伊藤 壽君） 公表についてですが、申し出、審査された案件について、公表等というのはどのようなのですかね。

○総務課長（杉山 修君） きのうも議案質疑の中でちょっと触れさせていただきましたけれども、国のそういう仕組み、システム上で、そういうサイトの中で国も公表していくという中で、自治体においてもそこに入って、一緒に公表していくというものがございますので、基本としてはそれにのっていかうというふうに考えておりますし、あとは必要に応じて、例

えばホームページであるとか、広報であるとかということも考えていきたいと思っております。

○委員（伊藤 壽君） その公表というのはどの程度というか、どの範囲まで、例えば非公開になるというのもあるわけですか。

○総務課長（杉山 修君） 例えば情報公開とか個人情報保護の場合は、個人情報に係る部分についてはカットするというはございますけれども、それ以外のところは、基本としては、国のサイトの場合は国のフォーマットにのってやっていくということになるのかなと思っておりますし、広報とかホームページについても、その範囲で公表することが適当なのかなというふうに今は考えております。

○委員（山根一男君） 先ほどの3法の概要の中で、変更により、審査請求人、国民、市民もそうでしょうけど、これは直接審査庁ではなくて審査委員というふうに矢印が向かっているんですけども、これは可児市に当てはめた場合はどういうことになるんでしょうか。その所管する部署ではなくて、審査員に直接不服申し立てするということになるんですか。

○総務課長（杉山 修君） この図は実はちょっとだけはしょって書いてあるんですけども、実際には審査庁が、形としては市長部局の場合は市長に対してということになりますが、実務としては審査庁を処分庁の中に置く中で、可児市では総務課を審査庁に位置づけて実務を行うということを想定しております。

審査庁に実際には出してもらって、審査庁が審理員に対してこれを審理してくれということとを投げていくという流れになってございます。

○委員（山根一男君） 理解していなくて申しわけないんですけど、審理員というのは、第三者機関ではないですよ。審理員というのはどなたになるんですか。

○総務課長（杉山 修君） 市の職員の中からその適性のある者、経験のある者を選択していくということに、法律上もそういう想定をしておりますし、我々もそう考えております。

○委員（山根一男君） 現在もそういう職員がいて、そういう役割を担っているわけですよ。それは何人で、複数なんですか。

○総務課長（杉山 修君） 現在は審理員という制度がございませんので、現在は置いておりません。

実際には、今は処分庁が裁決をするということでございますが、今後審理員を置く場合においては、今のところ五、六人ぐらいは想定をしておきたいというふうに考えております。

○委員（渡辺仁美君） 関連ですが、情報公開請求は年に何件ほどありますか。

○委員長（澤野 伸君） その数字はまた後ほど結構です。議案に直接関係ありませんので、後ほどお願いします。

○委員（可児慶志君） これから討論に入ると思うんですが、その前に、関連3法ですので、3条例の質疑終了後に関連で自由討議を入れてもらいたいと思うんですけども。

○委員長（澤野 伸君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時01分

○委員長（澤野 伸君） 暫時休憩を解きます。

ただいま御提案がありました件、議事進行について御説明を申し上げます。

議案第19号、今説明を受けまして、議案第20号、第21号はちょっと関連をするということで、一括にて説明を受け、質疑も順次行うといった形で、その後に自由討議の提案がございましたので、自由討議を入れさせていただきます。その後、議案第19号の討論、採決、議案第20号、討論、採決、議案第21号の討論、採決と順次進めさせていただきます。

このようにさせていただいてよろしいでしょうか。

暫時休憩です。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時02分

○委員長（澤野 伸君） それでは、進めさせていただきます。

議案第19号の質疑を続けさせていただきます。

○総務課長（杉山 修君） 先ほど情報公開請求の件数でございますが、平成25年度は9件、平成26年度は27件でございます。

○委員長（澤野 伸君） 渡辺委員、よろしかったですか。

ほかに質疑のある方。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時03分

---

再開 午前11時05分

○委員長（澤野 伸君） 失礼いたしました。休憩を解きます。

議事進行について、再度皆様にお諮りさせていただきます。

議案の説明を受けるには、一括議題にさせていただいて、討論まで一括でやらせていただいて、採決については個々でいくという形をとらせていただきたいと思います。

そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、議案第19号の質疑の途中から再開をさせていただきます。

○委員（伊藤 壽君） 議案質疑であったところなんですけど、再度確認しておきたいと思えます。

委員は5人以内ということで、これと、第7条の会議の開催ですね。第3項の委員の過半数で開くという、ここの関係性は、単純にこう判断してよろしいわけですか。

○総務課長（杉山 修君） 委員会組織としては、5人以内ということで、場合によってはどなたかぱっとかけられて、補充ができるまでは4人という場合もあるかと思えます。その場

合は、4人の過半数ですから、3人いないといけないとか、5人の場合は過半数同様に3人でございますけど、5人以内なので、通常は5人で過半数3人という形で運用していくことになるかなと思っています。

○委員長（澤野 伸君） ほかに質疑はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、続きまして議案第20号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務課長（杉山 修君） それでは、議案書の17ページ、提出議案説明書の2ページをごらんください。

制定理由としましては、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、関係する条例につき必要な整備を行うというものでございまして、主な制定内容は議案書の17ページ以降にございます。

この条例の中の第1条として、可児市情報公開条例の一部改正がございまして。

ちょっと1枚めくっていただきまして、19ページになりますけれども、第15条の第2項で情報公開に係る公文書の写しの交付を受ける場合の費用負担について、別に手数料徴収条例で定める額といたします。この手数料につきましては、先ほど予算決算委員会で御説明したとおりです。

第16条第1項、19ページの一番右下のところでございますが、情報公開に係る審査請求については、性質上、その処分の適法性や妥当性の判断がしやすいということ、あるいは審査庁、第三者機関それぞれに制度運用のノウハウが蓄積されていることということから、審理員手続を適用除外といたします。

あと、20ページになりますが、同条第2項におきまして、情報公開に係る審査請求があった場合の諮問先を行政不服審査会とするとともに、諮問を要しない要件を規定いたします。これは、実は行政不服審査法の中で、審理員意見書の提出を受けたときに審査会に諮問するという規定になっております。前項で審理員手続を適用除外としておりますので、この審査会に諮問するためにはこの条例で審査会に諮問するというふうに変更を必要があるので、こういう規定にすると。ちょっとややこしくて申しわけありませんが、そういうことでございます。

21ページになりますが、第3章を削除いたします。これは、別の条例におきまして情報公開及び個人情報保護に係る重要事項、これは条例改正とか保有個人情報等の外部提供などといったこととございますが、この諮問先として情報公開・個人情報保護審査会を設置するためでございます。

次に、議案書の23ページをごらんください。

第2条は、可児市個人情報保護条例の一部改正になります。

もう1枚めくっていただきまして、25ページになりますが、第26条第2項で保有個人情報

等の写しの交付を受ける場合の費用負担について、手数料徴収条例で定める額といたします。

第28条第1項におきまして、個人情報保護に係る審査請求につきましても、情報公開条例と同様に審理員手続を適用除外といたします。

そして、次の26ページと同条第2項におきまして、個人情報保護に係る審査請求があった場合も、情報公開条例と同様に諮問先を行政不服審査会とするとともに、諮問を要しない要件を規定いたします。

次の27ページになりますが、第4章を削除します。これも、別の条例におきまして情報公開及び個人情報保護に係る重要事項の諮問先として別の審査会を設置するためでございます。

次に、議案書の29ページをごらんいただきます。

一番下のところから、第3条、可児市固定資産評価審査委員会条例、それと31ページの第4条、可児市職員の給与支給に関する条例、第5条の可児市税条例、続きまして32ページの第6条、可児市消防団員等公務災害補償条例の各条例においても、行政不服審査法の全部改正に伴いまして各条例の中の同法からの引用条項の改正や必要な字句整理などを行うものでございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 続きまして、次に議案第21号 可児市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定についての説明を求めます。

それでは、執行部の説明、よろしく願いいたします。

○総務課長（杉山 修君） それでは、議案書の34ページ、提出議案説明書の3ページをごらんください。

制定理由につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、可児市情報公開・個人情報保護審査会の設置に関して必要な事項を定めるものでございます。

主な制定内容につきましては、議案書34ページにございます第1条におきまして、情報公開・個人情報保護審査会の設置目的を規定します。この審査会は、情報公開・個人情報保護に係る不服申し立て審査機能が行政不服審査会に移行するということになるため、従来別で設置しておりました情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合して新たに設置するというものでございまして、第2条において、その情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務として、情報公開及び個人情報保護に関する重要事項、先ほど御説明しました条例改正とか保有個人情報等の外部提供などに係る諮問への答申とする旨を規定いたします。

第3条から第6条までは、審査会の組織、委員、会議等について規定します。

施行日は平成28年4月1日です。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第20号、第21号を一括質疑とさせていただきます。質疑のある方。

○委員（山根一男君） 議案第21号のほうですけど、よろしいですかね。

今まで情報公開の審査会と個人情報保護法の審査会、2つあったのを統合して役割が今までより省かれるということになると。今までは何人ぐらいでやっていた審査会ですか。

○総務課長（杉山 修君） 今までもこの条例に改めて規定しているのと同様、5人です。

- 委員（山根一男君） 5人と5人で10人ということですか。同じ人ですか、違うんですか。
- 総務課長（杉山 修君） 同じ方が兼ねて、総勢5人ですけど、全く同じ方が兼ねていらっしゃいます。
- 委員（伊藤 壽君） 今の情報公開と個人情報保護の審査会で、今まで別々だったのを1つにされたという理由はありますか。
- 総務課長（杉山 修君） 今までは、この情報公開と個人情報保護と、両方それぞれでこれ以降もやっていただく条例改正であるとか、個人情報の外部提供といったことの審査をやっていただきつつ、不服申し立てへの諮問、答申ということをやっていたいておりました。
- 今回、その不服申し立てに係る部分が行政不服審査会のほうに移されるということになってまいりますと、所掌事務としては少なくなりますので、2つの委員会それぞれじゃなくて、一括して審問をやっていただきたいということでございます。以上です。
- 委員（伊藤 壽君） それでは議案第20号のほうですが、ちょっと確認といたしますか、23ページで情報公開審査会を削除されていますが、この中で意見陳述等、第22条ですね、それと答申書の送付等、第23条ですが、これはどうなりますかね。
- 総務課長（杉山 修君） 済みません、ちょっと御説明をはしらせていただきましたが、実は今おっしゃったような規定につきましては、15ページをごらんいただきますと、行政不服審査に関する条例の第8条にございますけれども、この情報公開条例や個人情報保護条例の規定による諮問に係る審査会の調査、審議の手續については、実は行政不服審査法の本則のほうに規定がされておまして、それを自治体の審査会も準用するというふうに法律の中で決まっております。ですので、改めて条例の中に規定する必要がございませんので、この条例の中でそれを準用しますということを明確にするだけで、細かなどういうふうなことをやるかということ、今までのような書き方はしていないということでございます。
- 委員（可児慶志君） 議案第21号の委員の任期が2年となっています。行政不服審査会、先ほどの議案第19号は3年となっておりますが、どういうことで行政不服審査会は3年で、情報公開審査会とか個人情報保護審査会のほうは2年になっているのかというのは、理由はということですか。
- 総務課長（杉山 修君） 現在の個人情報保護審査会、あるいは情報公開審査会につきましては、2年の任期でございます。その中で、この行政不服審査法による国の審査会の任期は3年ということになっております。これは恐らく、行政不服審査という重みを考慮して3年の任期ということになっているんだろうというふうに思われるんですけども、そして、この任期につきましては、実は行政不服審査法の中では、その地方自治体の審査会には準用しておりません。ですので、これは条例の中で自由に定めることができるわけなんですけれども、行政不服審査法の趣旨から考慮して、この重みを考えて、やはり国の審査会と同様に3年とすることが適当ではないかというふうに考えて、ちょっと任期が別になってしまいますけれども、こちらのほうの任期は3年というふうにさせていただいております。
- ちなみに、県内の自治体なんかもざっと確認をしますと、やはり同じように考えていると

ころがほとんどという状況でございます。

○委員（可児慶志君） 重要性、専門性が高いから3年というような説明でしたが、ということは、当然そうするとこの委員というのは、異なる人になるということになりますか。

○総務課長（杉山 修君） まだあくまで想定の段階でございますが、今のところは、情報公開、個人情報保護の審査会の委員と、あと行政不服審査会の委員は兼ねていただきたいというふうに考えておまして、その形で準備を進めたいというふうに思っております。

ただ、3年と2年というふうに任期は変わってまいりますけれども、例えば2年たったところで、情報公開審査会のほうの方が、本当に例えばですけど、自治会代表の方がそこで交代されるというような場合は、行政不服審査会のほうの任期は1年残っておりますけれども、行政不服審査に関する条例の第4条で前任者の残任期間が補欠の委員の任期ということになりますので、そういうような形で運用していればできるのかなというふうに考えております。

○委員（山根一男君） 今の情報公開、個人情報保護審査会と行政不服審査会と兼ねるということについて、これについてメリット・デメリットがあろうかと思いますが、特に不都合はないのでしょうか。事務処理上は非常に近いという想定のもとに、そういう方向で今考えておられるのでしょうか。

○総務課長（杉山 修君） 仮に現在の情報公開、個人情報保護審査会の委員が引き続きやっていただけということになれば、現在それぞれの方々自体も既に不服申し立ての審査の御経験があるということから、ノウハウの蓄積をそこで活用いただけるというメリットがあるのかなというふうに考えております。

特に業務が相反する、利益が相反することもこの業務自体一切ございませんので、メリットだけがあるのかなというふうに考えております。

○委員（林 則夫君） 1つお伺いをしたいのですが、恐らく上級官庁の指導によるものかと思うわけなんです、特に可児市独特の箇所というのは加味されていますか。

○総務課長（杉山 修君） そうですね、特に特別なというほどのことはございませんが、市の判断としてどうするべきかというふうに考えましたのは、情報公開と個人情報保護の場合に係る市の審査請求について、審理手続を外すのかどうかということでございました。

ここについては、条例で規定しなければ、つまり適用除外にしなければ、法律がそのまま適用されて審理手続を行うということになるんですけれども、ただ、情報公開とか個人情報保護の今までの流れに、また新たに審理手続を加えていくとなると、通常の流れでいきますと、聴聞したり、参考人から弁明書をもったり、処分庁からの意見ももらったりという流れで、もう何カ月、あるいは1年以上ということになってまいります。そういう手続を、割と判断のしやすいような個人情報とか情報公開の手続の中で、そこまで情報公開の不服申し立てについて待ってもらうのかという話になると、そこはやはり県内の市町村などでも、審理手続をそこについては外して、ただ客観性を持たせるために、行政不服審査会にだけは諮問しようというところが多数だったので、それについてはそういう形を、市の独自の判断で

とらせていただきました。

○委員（伊藤 壽君） 情報公開と個人情報保護審査会設置条例のほう、議案第21号で、第2条の所掌事務に、情報公開及び個人情報保護に関する重要な事項についてとありますが、これはどういったことが考えられますか。

○総務課長（杉山 修君） 今のところ考えられるのは、1つは条例改正とか、今回の条例改正のような、直接審査会の組織とか委員にかかわる内容の改正でございますね。

あともう1つとしては、先ほどもちょっと申し上げました、個人情報等の外部提供、例えばですけど、県からこの地区の方々の意識調査をしたいと、ついでにはこの地区の方々の住所・氏名等の個人情報を県にだけ出してほしいというような外部提供。あるいは、例えばマイナンバーに関連して、こういう情報を地方公共団体情報システム機構とか市町村行政情報センターに出していくということについて、電子計算機器の結合の承認、そういったことを重要事項としては想定しております。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御質疑は。

この後自由討議に入りますけれども、自由討議の中で疑問に思ったことがあれば、また質疑に戻らせていただきますので、よろしいでしょうかね。

○委員（伊藤 壽君） 議案第20号のほうですが、19ページ、第15条で、手数料にかえて当該写しの作成に要する費用を負担しなければならないとありますが、手数料にかえて、そういう場合ってあるわけですか。

○総務課長（杉山 修君） 実は、今この手数料徴収条例に定めております交付手段としましては、紙とCD-RとDVD-R、これだけ設定をしております。ここにこうやって規定しましたのは、今後またどんな新しい記録媒体が出てくるのかわからないので、それに追いつく中で、議会に提案させていただくとまがない場合に、そういう新しい媒体が適当であるというふうに考えた場合は、この規定にのっとって、実費の中で費用を負担していただいて、場合によってはその後にそういう媒体について新たに規定していくということがあり得るので、そういう想定の子項でございます。

○委員（可児慶志君） カラー刷りの説明資料の中で、改正の趣旨の中に、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大、制定後50年ということを書いてあるんですが、それ以外に個人的に感じるのは、昨今の情報流出ですね。資料の紛失だとか、パソコンによる、あるいは誤操作によってというようなところというのは、庁内でも起きている部分があるわけですが、こういった部分の認識というのは、庁内での認識というのはきちっとされた上であるかどうかというところを再確認だけさせてもらいたいと思います。

○総務課長（杉山 修君） そういうのが続いておりまして、本当に申しわけないと思っております。

再発防止策についても、きちんと考えながら皆さんにも御説明をさせていただきながらきちんとやっていきたいというふうに思っておりますが、そういういろんな問題、そういうことにきちんと対応させていただくという観点からも、この中にあります行政不服審査法、あ

るいは行政手続法、可児市においては行政手続条例ということになってまいりますけれども、そういうところで国民の権利の救済手段の拡充であるとか、手段の使いやすさの向上というものが考慮されて、こういう法律の制定になっておりますので、この法律の趣旨にのっとってきちんと対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ済みません、私から1点お願いしたいんですが、行政手続法の改正に伴いまして、国民の救済手段の拡充とありますけれども、第36条の3の改正で、法令違反の事実を発見すれば、是正のための処分を求めることができる、国民が法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し、適正な権限行使を促すための法律、手続を定めるものとありますけれども、従来のものと、行政庁が事業者に対して処分を出す、法令違反があったと確認して、弁明の機会も与えますけれども、今度改正後、それを発見した国民が是正のための処分を求めることができると追加になっておりますけれども、そうしたときの行政庁の判断とか処分の仕方等々は、ここにある行政不服審査法を新たに可児市のほうの条例で制定されますけれども、やり方としてはこちらのほうを踏襲するということがよかったですか。どういう流れになるのか教えていただきたいと思います。

○総務課長（杉山 修君） 今おっしゃったのは、カラー刷りのほうの行政手続法の一部を改正する法律のことです。

こちらについては、済みません、実は1年前に行政手続条例の改正の中で、可児市の条例に基づく処分についてはこういうふうに改正するというのをさせていただいておるんですけれども、どういうところの改正をしたかまでの記憶がはっきりしておりませんので、またその件については改めて、今回行政手続条例のほうの準備をしまして、申しわけありませんが、別で御説明をさせていただければと思っております。

○委員長（澤野 伸君） 聞きたかったのは、影響があるかないかだけです。従来決めた改正であるんですが、今回出されておる行政不服審査に関する条例に影響があるかどうかの質問なんです。なければいいということで構いません。

○総務課長（杉山 修君） 直接の影響はないというふうに考えておりますが、ただ、行政手続法の中で、いろんな処分を求めるとか、行政指導の中止の求めとかいうことがございますので、そういうことを、救済する手段を拡充していく中で、じゃあ処分があった場合の不服申し立てもきちんと整備しましょうということですので、間接的には影響があるのかなというふうに思っています。法律上は関係がございますが、条例上は、規定の中には直接出てこないというふうに考えています。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

質疑のほうはほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了させていただきます。

ただいまから自由討議に入らせていただきます。

御発言のある委員の方。

○委員（可児慶志君） 先ほどの制定の趣旨について申し上げた部分ですが、制度とか、あるいは情報流出を避けるためのマニュアルとかいうものをつくったりなんかはしてもらっているんですけども、改正されたりなんかしているわけですが、根本的には、職員の皆さんのみならず、国民全部がそういう意識を持たなきゃいけないと思うんですけども、個人情報の保護をしっかりしなきゃいけないという意識の問題なんですよ。

こういうところをどうやって変えていくのかということが、制度を変えることによって変わっていくのかもしれませんが、それ以上に啓発活動をしていかないといけないんじゃないかなということを、今回のこの法律の制定、改正によって強く感じる場所なんですよ。努めてやってもらっていますけれども、さらにこの個人情報の流出の問題については慎重に取り組んでもらいたいというのが私からの意見です。

それからまた、その情報公開については、保護もしなきゃいけない、公開もしなきゃいけない、非常に難しい狭間にあるわけですけども、我々可児市議会は極力情報公開というスタンスで臨んでいます。市民が可児市の市政に大いに興味を持ってもらうためにも、個人情報もしっかり守りながらですが、情報公開というのは積極的に進めていただいて、さらに市民の方々が市政に参加していただけるような雰囲気づくり、これも醸成をしていかなきゃいけないという部分が特にあると思います。大変難しい課題になりますけど、積極的、果敢に取り組んでいっていただきたいというのが私の意見です。

それからもう1点、先ほど質疑いたしました委員の任期の問題です。行政不服審査会と個人情報保護審査会の委員の問題なんですけれども、任期が3年と2年と、たまたま上位法で分かれておったりするからということで、可児市の条例においても分けてということが根底にあるということですが、先ほどの説明だと、専門性、重要性という部分も含め、それから個人情報保護審査会が先にかかわって、その後不服審査ということになってくる。同じ方がやっていて、市民の方が納得するのかなあというのがちょっと心配なんですよ。

この辺の説明を聞いていても、ちょっと大丈夫かなということが気になるんです。その辺を十分納得していただけるような説明方法とか、人選の仕方とかというものを十分に吟味をして進めていってもらいたいという意見を申し上げたいと思います。

○委員（山根一男君） この法律、もしくは条例自体、行政にとっては一番デリケートな部分だと思っていて、これを大々的に宣伝するという事ではないかもしれませんが、やはり我々の立場としては、市民がこれによって今までより不利益にならないように、むしろこれは今までよりは使いやすくなっているし、期間も延びるしという形で、非常に使いやすくなって、不服申し立てなんていうのはなかなかあるものではないかもしれませんが、市民にとってはハードルが高いかもしれませんが、しっかりとこの辺を告知していただいて、特に審査手続の中で審査職というのが、多分行政の職員がなるんでしょうけれども、少なくとも特別職というか、一つの役職としてできるわけですから、広報等でその辺はしっ

かりと説明していただいた上で活用していただけるように、我々もしっかりと見ていかなければいけないと思います。そんなところです。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御発言ある方。

特段、委員長の報告の中に特別に付記するようなものがあれば、御指示いただければ、この中で御議論があった部分についても取り上げていきたいと思うんですけども、ぜひこれはというものがあれば、自由に。

よろしいですかね、思いがあればぜひ御発言いただきたいと思うんですが。

〔挙手する者なし〕

はい、ありがとうございます。

それでは討論に入らせていただきます。

一括討論をお願いをいたします。

議案第19号、議案第20号、議案第21号を一括討論とさせていただきます。

討論のある方。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了とさせていただきます。

これより議案第19号 可児市行政不服審査に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これより議案第20号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第20号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これより議案第21号 可児市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第21号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） では、よろしくお願いいたします。

資料番号1、議案書36ページ、資料番号6、提出議案説明書4ページをお願いいたします。

それでは、議案第22号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

今回の改正の趣旨につきましては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が改正されたことに伴い、改正するものでございます。これにつきましては、平成27年度の人事院勧告に基づきまして法律が改正されたということでございます。期末手当の支給率の引き上げ、給料表の見直しをするものでございます。

議案書36ページ、四角の中、第4条第3項第2号においては字句の修正でございます。

それから、37ページ、第9条でございます。第9条第2項において期末手当の支給率を見直し、第7条関係の別表の給料月額を見直すものでございます。

施行期日は平成28年4月1日からでございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第22号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤 壽君） 37ページの別表ですが、給料月額が改正により下がっているがその理由は。

○市長公室長（前田伸寿君） これにつきましては、人事院勧告に基づきまして、毎年職員の給料については見直しが行われてきておりますが、任期付職員につきましては、今回の法律改正につきましては、かなり経過が長かったということで、一般職とは違って下がるという形になっておりますので、そこら辺は随時見直しと違って、今回は久々の見直しがあったと、こういうところで下がるという形でございます。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御発言は。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

それでは討論を終了いたします。

これより議案第22号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第22号については原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

次に、議案第23号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） では、よろしくお願いいたします。

資料番号1、議案書38ページをお願いいたします。あわせて、資料番号6、提出議案説明書の4ページもお願いいたします。

議案第23号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

今回の改正の趣旨につきましては、地方公務員災害補償法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、改正をするものでございます。

議案書38ページの第1条において、可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正し、附則の第5条で傷病補償年金と同一の事由により障害厚生年金等が供給される場合の調整率を改正するというものでございます。

39ページをお願いいたします。

第2条において可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございまして、附則の第5条第2項と第5項で、同じく傷病補償年金と同一の事由により障害厚生年金等が供給される場合の調整率を改正するものでございます。

施行につきましては、平成28年4月1日からございまして、附則第2条に経過措置を規定いたしました。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第23号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第23号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第23号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、資料番号1の議案書42ページをお願いいたします。あわせて、資料番号6、提出議案書の5ページをお願いいたします。

では、議案第24号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

今回の改正の趣旨につきましては、一般職職員の給与改定に準じて議会議員の期末手当の支給率を改正するものでございます。

平成27年度の人事院勧告に伴い改定するものでございまして、第1条におきまして、平成27年度分の期末手当の支給率を改定いたします。12月期に支給する分を0.1カ月分上乗せ改正するものでございます。

第2条におきまして、平成28年度以降の期末手当の支給率について改正をするもので、平成28年度以降につきましては上乗せ分0.1カ月分を、6月期と12月期それぞれ0.05カ月分ずつ上乗せをするというものでございます。

条例につきましては公布の日から施行し、第2条の規定については平成28年の4月1日から施行、第1条の規定は平成27年12月1日から適用し、附則の第3項において内払いについて規定をしております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第24号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了します。

これより議案第24号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第24号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

皆様にこの後の議事進行についてお諮りをさせていただきます。

ただいまお昼の時間にかかっておりますけれども、議案第26号まで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議案第25号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、資料番号1、議案書44ページ、同じく資料番号6の提出議案説明書5ページをお願いいたします。

議案第25号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

この条例の改正の趣旨、それから改正内容、施行期日等につきましては、先ほど議案第24号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと同様でございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第25号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤 壽君） 直接、議案第25号に関係しないかもしれませんが、教育長はどうなってくるわけですかね。

○市長公室長（前田伸寿君） 教育長につきましては、特別職に編入してございますので、この条例によって支給されます。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御発言は。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第25号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第25号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 可児市職員の給与支給に関する条例及び可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、資料番号1、議案書46ページをお願いいたします。同じく資料番号6の提出議案説明書5ページもあわせてお願いいたします。

議案第26号 可児市職員の給与支給に関する条例及び可児市職員の勤務時間、休暇等に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

今回の改正趣旨につきましては、国家公務員の給与改定に準じて一般職職員の給料表及び勤勉手当の支給率を改定するもので、平成27年度の人事院勧告に伴い国家公務員の改定に準じて改正をするものでございます。

では、内容でございます。

第1条の可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正についてでございます。

まず、46ページ、四角の中の第10条、初任給調整手当の改正でございます。

これにつきましては、医師を確保する観点から、その処遇を見直すというものでございます。

47ページをお願いいたします。

勤勉手当でございますが、第22条第2項第1号につきまして、人事院勧告に伴い年間で0.1カ月分上乗せをするということで、12月期分でその分上乗せ改正をするというものでございます。

同じく、その下の第2号につきましては再任用職員についての規定でございまして、再任用につきましては年間で0.05カ月分上乗せをするというもので、それにつきましても12月期で上乗せ改正するというものでございます。

48ページをお願いいたします。

四角下の第2条でございます。第2条につきましては、議案書の52ページから62ページまで、別表の給料表について、改正の規定をするものでございます。人事院勧告に伴って給料月額を平均で0.4%程度引き上げておるというものでございます。

次に、第3条の四角でございます。可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正するというものでございます。

第1条につきましては、地方公務員法の改正に伴って項ずれが発生いたしましたので、その修正を行うものでございます。

49ページをお願いいたします。

49ページの第3条第3項において、地方公務員法の改正に伴って級別基準職務表を定めることが規定されましたので、63ページにございます別表第2、級別基準職務表を新たに定めたものでございます。

それから、その下の第22条、勤勉手当でございます。第22条第2項第1号については、勤勉手当の支給率についての改正で、平成28年度以降につきましては上乗せ分の0.1カ月分を6月期と12月期でそれぞれ0.05カ月分ずつ上乗せするという改正でございます。

ページをめくっていただきまして、第2号につきましては再任用職員の勤勉手当についての改正でございまして、年間で0.05カ月分上乗せをする分について、6月期と12月期でそれぞれ0.025カ月分ずつ上乗せするという改正でございます。

51ページをお願いいたします。

51ページ、第5条、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして

は、地方公務員法の改正に伴って項ずれ修正をするというものでございます。

この条例は公布の日から施行し、第3条から第5条の規定については平成28年4月1日から施行、第1条及び第2条の規定につきましては平成27年12月1日から適用し、附則の第2条において内払いについて規定をしております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第26号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第26号 可児市職員の給与支給に関する条例及び可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第26号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これより休憩とさせていただきます。13時10分に再開とさせていただきます。お疲れさまでございました。

休憩 午後0時06分

---

再開 午後1時08分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

次に、議案第27号 可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） 議案第27号 可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、資料番号の1、議案書の64ページ、資料番号6、議案説明書の6ページをお願いいたします。

これにつきましては、可児市指定管理者選定評価委員会を設置するため、改正するものでございます。

詳細につきましては、財政課長が御説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。

○財政課長（酒向博英君） 指定管理者の選定につきましては、今年度までは可児市指定管理者選定委員会設置要綱に基づきます指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者の選定を行ってまいりましたが、市長が委員会に選定を諮問する形を整えることにあわせまし

て、新たに委員会の機能に指定管理者の評価を加えることに伴いまして、この委員会を要綱による私的諮問機関の位置づけから条例による市の附属機関に変更するものでございます。この附属機関につきましては、地方自治法第138条の4第3項、普通地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査委員、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問、または調査のために機関を置くことができるというこの規程に基づくものでございます。

次に、主な改正内容について御説明をいたします。

64ページをお願いいたします。

第3条は、条文をより適正な表現に変更するものでございます。

第5条第1項第3号も、同じく表現の変更でございます。

65ページに移ります。

第5条第2項で、候補団体を選定するときは指定管理者選定評価委員会に諮問することを規定いたします。

新第15条第1項で、指定管理者選定評価委員会の設置について。同第2項では、委員会は選定のほかに評価等の調査、審議等を行うこと。第3項で、委員の人数を7人以内とすること。第4項で、この委員は学識経験者やその他市長が適当と認める者のうちから委嘱することということで、現在要綱に基づきます委員につきましては、大学の教授と、それから税理士、行政書士、それから施設利用者としての市民等から構成されております。条例施行後も、こうした幅広い中から人選をしていく予定でございます。第5項で、委員の任期は3年とすること。第6項では、委員は再任ができること。第7項で、委員会に関し、必要な事項は規則で定めることと、以上を規定しております。

施行日は、66ページに移りますが、平成28年4月1日でございます。

附則の第2項で、この条例の施行の日に委嘱される委員の任期は、この条例による改正後の規定にかかわらず平成30年9月30日までとするという附則を載せておりますが、これは現在の要綱に基づきます委員の任期が平成30年9月30日であることからこの附則を設けております。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第27号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（山根一男君） これは今までの選定委員会が評価も加えるということで、新たに条例で制定するという意味に受けとめましたけれども、人数等は今と一緒ですか。7人以内になっています。7人なんですか。

○財政課長（酒向博英君） 現在の要綱も7人以内でございますが、実際の今年度の選定委員会は委員は5名で構成されております。以上です。

○委員（山根一男君） そうすると、新たに2名追加といたしますか、ふやす予定ですか。

また、女性の方がいらっしゃるかどうかとか、そのあたりをちょっと。

あと、報酬単価がこれによって変わってくるのかどうか、教えていただけますか。

○財政課長（酒向博英君） 施行日の平成28年4月1日から人数を今の5名から7名にふやすということは考えておりません。当面は今の委員の方にやっていただくという予定でございます。

それから、女性につきましては、現在3つの委員会を設置しておりますが、各委員会にそれぞれ女性の方の委員も1名ないし2名入ってみえます。

それから報酬につきましては、条例化することによりまして、附属機関の委員ということになりますので、現在は要綱上3,000円という謝礼になりますが、附属機関ということで5,000円になる予定でございます。

○委員（山根一男君） 今、委員会とおっしゃいましたけど、全部で5人なんですよね。それ以外にも5人の中で分かれるんですか。

○財政課長（酒向博英君） 今年度の場合ですと、10の施設の指定管理者の更新を行っておりますので、一つの委員会で10を所管するということは非常にスケジュール的にも委員の負担も大きいということで、施設を分けまして、施設ごとに3つの委員会を設置しているということでございます。

○委員（山根一男君） 済みません、誤解していたと思いますけど、全部で何人いるんですか。10あるんですか。

○財政課長（酒向博英君） 一つの委員会が5人でございますので、現在は人数は15人でございます。

○委員（山根一男君） ちなみに、その委員会というのはどういう名称ですか。

○財政課長（酒向博英君） 可児市指定管理者選定委員会でございます。

○委員（山根一男君） 指定管理者選定委員会、3つの指定管理者選定委員会があると言いませんでしたか。指定管理者選定委員会だけで、分野を分けて全部で15人いるということですか。

○財政課長（酒向博英君） はい、現在15人です。

○委員（山根一男君） 今回の改定によりまして、指定管理者選定評価委員会も15人ということなんですか。

○財政課長（酒向博英君） 条例の第15条におきまして、指定管理者選定評価委員会の設置は、1または複数の公の施設ごとということでございますので、今現在は複数の施設ごとに一つの委員会ということで、3つの委員会を設置しているということになります。条例施行後もこれに基づきまして、3つの委員会を現在は継続していくという予定でございます。

○委員（山根一男君） そうすると、名称はみんな一緒にABCみたいな形で、分野ごとに分かれて評価するということですか。今回評価というものが加わることによって仕事量が大幅にふえるんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○財政課長（酒向博英君） 現在は、例えば福祉施設の一つのグループ、それからあと、文化創造センター等のグループというふうな、そういうふうに分野別に分けておりまして、今後

もその枠組みを継続していくという予定でございます。

○委員（可児慶志君） 今後、附属機関となるということで、それぞれ重要性が増してくるということでもあるとは思いますが、その中で、市の基本的な方針として、地元事業者を極力配慮するというか、育てるという意味でもって、いろんな場面でそのような発言がされておりますけど、この委員の選任そのものというか、委員を一部見させていただいた中で、本当に地元のことを承知してみえるかなということがちょっと疑問に感じるころがあります、正直言って。その辺の可児市のことをどの程度承知しているかという委員の選任に当たっての配慮というのは、今後どのようにされていくのか、お伺いしておきます。

○財政課長（酒向博英君） 委員につきましては、先ほど申しあげましたように、その構成メンバーとして、まず学識経験者ということで今大学の先生にお願いしております。それから、この選定につきましては、書類の各団体の経営状況、それから法的な部分等の書類審査等々も重要になってまいりますので、そういった意味の専門的ということで、税理士、それから行政書士、そういった方も必要だというふうに考えております。

これは、今年度ですと個人指名というより、行政書士会、それから税理士会等へ依頼をさせていただいて、そちらのほうから候補者を選んでいただいたということでございます。

あと、当然、やはり市民が使われる施設でございますので、市民委員ということで、市民の中からも入っていただく必要があるというふうに考えております。

ですので、今おっしゃられました市の施設をどこまで知っているかという部分についても、確かにふだん余り使ってみえない方が委員になるという可能性もあろうかというふうに思いますが、それぞれの分野の視点でということと、あともう1つは、今後は選定の段階におきまして、きちんと施設の現地も見ていただいて、事前にその施設等を知っていただくという、そうした過程等もきちっとやっていく必要があるのではないかとこのように考えております。

○委員（可児慶志君） もちろん施設の利用状況、それから施設の内容等を知っていただくことは必要かと思うんですが、候補者選定ですので、候補団体のこともある程度承知しておってもらわないとなかなか選定するのは難しいんじゃないかなと思うんですが、そっちに対する配慮はどうなっているんですか。

○財政課長（酒向博英君） 今年度の委員の例ですと、その施設をよく利用してみえる団体という視点で委員をお願いしております。

ですので、今7名のところを5名の委員ということでやっておりますが、今おっしゃられたような点も踏まえまして、もう少しそういった方も入ってもらうように、7名まで委員をふやすとか、そういったことも考えられないかというふうに考えます。

○委員（林 則夫君） 指定管理者制度そのものについてお聞きしたいけど、そもそも指定管理者制度というものができてから何年ぐらいになるかなあ。それもわからんならわからんで、また後からでもいいけれども、それ自体を聞きたいわけじゃないから。

僕はこれはいい制度だと思うよ。思うけど、一つのデメリットというのかね、その一つには、初めのころはスパンが3年のところもあれば、5年のところもあれば、7年のところも

あれば、10年のところもあると思うけれども、可児市の関係の場合は、このスパンは全部一律ですか。

○**財政課長（酒向博英君）** まず1点目の指定管理者制度の開始年度ですが、この法律ができたのが、正確には今資料を持ち合わせておりません。可児市がこの委員会を設置して始めたのが平成18年度でございます。

それから、指定管理の期間につきましては、これは各地方自治体の判断によるところでございまして、可児市は今5年というふうにしてございます。

○**委員（林 則夫君）** それで、5年なら5年でいいわけなんですけど、初年度あたりは一生懸命やると思うわけ。ところが、5年の場合の4年ぐらいになってくると、要するにレームダック状態になってくると、次はどこにとられるかわからんというような、当然のことですわね。というようなことで、意欲もなくなる。消化試合みたいな形になるようなことがひょっとするとあるもんだから、その点が一つのデメリットじゃないかなと思うわけ。

要するに、その間にいろいろ投資して発展させようと思う場合は、そういうふうやっていくかもしれんけれども、次どうなるわからんということになると、そういう機運がなくなってきて、その辺が指定管理の一番のデメリットじゃないかなと思うわけなんですけど、僕はそうしてやる気でやらせるには、なるべく長いほうがいいと思うわけ。できれば10年ぐらいのスパンにして、どうしてもやっていけないということになれば、途中でコンバートしてしまってもいいものですから、そんなような考えでいかないと、どうも嫌々やる事業者にいつまでも、10年なら10年、7年なら7年をやらせるというのは、僕はちょっと酷なような気がして、いろんな指定管理を今まで見てきて、そんな感じがするわけなんですけど、その辺の見解は企画部長、どうやね。

○**企画部長（佐藤 誠君）** そうですね、先ほど言われましたように、指定管理期間の、例えば5年となった場合の後半になってくると、それぞれの事業体が余りやる気がなくなってしまうというような御意見につきましては、これはやはりモニタリングですとか、今回でいきますと評価という部分を加えますので、やっぱりその辺のところをきちっとすることによって、やはり指定期間についてはきちんとその役割を果たしていただくということが必要ですし、そのようにこちらのほうもしていくということでございます。

指定管理者の制度というものは、民間の力をおかりしてということもさることながら、やはり市民サービスの向上につなげるということが一番大きいわけですね。ですから、その辺のところを考えた中で、それが本当に指定管理がいいのかどうか、そうじゃないのかということはきちんと整理する中で、この施設については指定管理でいこうということであれば、先ほど言ったような指定も含めながら進めていくということになるかと思えます。

○**財政課長（酒向博英君）** 林委員の先ほどの指定管理の始まった年度ですが、地方自治法の改正によりましてこの指定管理者制度が位置づけられましたのが平成15年度でございます。

○**委員（山根一男君）** 先ほどのことにも触れますけれども、ちょっと私の認識不足だったかもしれないけれども、文面を読み解く限り、第15条を読まない限り、これは複数あるとは

見えないんですけれども、要するに指定管理者選定評価委員会は1つで、分野ごとに3つの班に分かれるという理解が正しいのか、全部で15人という話もありましたけれども、重複している人と、全く分野ごとに違う人とそれぞれいるのかどうかという、その辺の実情はいかがなんでしょうか。

○**財政課長（酒向博英君）** 現在が第15条でいうところの複数の公の施設ごとということで、先ほど触れましたが、今ですと老人福祉センターとデイサービスセンターで1つ、それから児童館、福祉センター、それから障害者通所施設、体育施設で1つ、それから文化創造センター、市民公益活動センター、多文化共生センター、これでそれぞれ1つの委員会、計3つの委員会をつくって15名の委員の方が見えるということでございまして、重複してみえる委員の方は見えません。

○**委員（山根一男君）** そうしますと、今後ふえていくようなことがあった場合に、3つでは足りないという議論も成り立つわけでしょうか。

○**財政課長（酒向博英君）** それは可能性としては、施設がふえればあるということでございます。

○**委員（山根一男君）** 役割として、選定というのが大きく今あったんですけれども、これはこの分野のこういう業種、こういう施設がそれにふさわしいかどうかというところの諮問からも可能性としてはあるんでしょうか。それとももう決まったところについて選定するだけなのか。

○**財政課長（酒向博英君）** 現在の制度では、公募をかけまして、その中の応募してきた団体のどれにするかを選定していただくと。それを市のほうへ諮問をして、市のほうで最終決定をして、議会の承認を求めると、そういうことになります。

○**委員（山根一男君）** わかりました。

あと、評価と審議等が新たにふえるというふうに見ているんですけど、これは何らかのルールがあるんでしょうか。要するに、毎年やるのか、5年の終わるころにやるのか、あるいは請求があったらやるのかとか、その辺はいかがでしょうか。

○**財政課長（酒向博英君）** 評価につきましては、これは現在も毎年度のモニタリングというのはやっております。

現在、これから設置しようとする選定評価委員会につきましては、まだ今の案でございますが、3年目、それから最終年度、このときに外部評価という形で、3年目と申しますのは、指定がされて2年間の実績等を踏まえて評価をしていただく。5年目は、選定の最終年度になりますので、前4年間の評価をしていただいて、その評価結果を当該年度の選定にきちんと結びつけていくということを今考えております。

○**委員長（澤野 伸君）** ほかに御発言は。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了します。

これより議案第27号 可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第27号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書の68ページをお願いいたします。議案説明書は7ページでございます。

議案第29号 可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてでございます。この条例は、地域再生法の改正に伴いまして、本社機能の地方移転を推進するため、固定資産税の不均一課税を実施するために必要な事項を定めるものでございます。

詳しい内容をまず税務課長から、その後経済政策課長から御説明いたしますのでよろしく申し上げます。

○税務課長（大澤勇雄君） この条例の制定の趣旨は、地域再生法の改定に伴い、本社機能の地方移転を推進するため、固定資産税の不均一課税を実施するものです。

条例の題名の中の地方活力向上地域は、国の認定を受けた本社機能移転に関する地域再生計画で指定されたエリアは移転型と拡充型があります。移転型については、これは東京23区内からの本社機能の移転、また拡充型においては、東京23区以外からの本社機能の拡充・移転において本社機能を有する施設を新設し、または増設した事業者に対して市町村が固定資産税の不均一課税の特例を定めるものです。

不均一課税の実施は、企業誘致の施策としても一定の効果が期待されるものであります。そのため、本条例を制定するものです。

資料番号1の68ページ、第2条のところで、不均一課税については岐阜県の企業の本社機能の移転・拡充に係る再生計画が平成27年10月2日に公示され、本社機能を有する施設、特定業務施設を移転・拡充するために地域活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し、平成30年3月31日までに県の認定を受けた事業者が認定の翌日以降2年を経過する日までに特別償却施設を新設・増設した場合に、当該設備に課する固定資産税について不均一課税が受けられるものです。

本社機能を有する施設は、本社事務所、研修所、研究施設が該当します。

特別償却については、本社機能の用に供する減価償却資産で、その取得価額の合計が3,800万円、中小企業については1,900万円以上のものです。

固定資産税の本来の税率は1.4%であります。不均一課税の初年度は10分の10を減じてゼロ%とします。税率については、国の普通交付税の補填率をもとに税率を設定し、68ページの下段のところですが、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業、移転型においては2年目4分の3、3年目4分の2が補填の対象となるため、その率で税率を定めております。

69ページをお願いします。

69ページの上段、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業、拡充型においては2年目3分の2、3年目3分の1を減じ、拡充型においては財政力指数が0.63未満が普通交付税の補填の対象となりますが、本市は平成26年財政力指数が0.85のため補填の対象とはなりません。

また、移転型においては、財政力指数により、普通交付税により1年目、2年目、3年目の減収した分の4分の1が補填されます。

近隣の市町の6市1町においては、おおむね足並みをそろえた税率となっております。

現状では、本市において補填対象となるのは移転型事業の場合のみであります。企業誘致の施策としての側面を重視し、拡充型事業についても不均一課税の対象として規定いたします。

第3条については、これは申請主義となっております。

附則の第1条でございますが、施行は平成28年4月1日からとしております。

附則第2条については、経済政策課長から説明いたします。以上です。

○経済政策課長（宮崎卓也君） 引き続き、説明いたします。

資料1の定例会議案の69ページをそのままごらんください。

今、税務課長のほうから御説明がありましたこの条例の附則第2条でございます。

今回の改正は、不均一課税に関する条例が制定されることに伴いまして、企業立地促進条例の第4条、これに第3項を1つ加えるというものです。

その規定の内容といたしましては、不均一課税の適用を受けることができる事業者がその適用を受けなかった場合において、これを適用を受けたものとみなしまして不均一課税の税率で算定した固定資産税相当額の奨励金を交付するという規定を加えたものでございます。

その意図を少し説明させていただきます。

まず、企業立地奨励金、これは対象資産に賦課された固定資産税に対し、全額市費負担により助成する制度でございます。今回の不均一課税との適用関係を御説明いたしますと、奨励金交付対象である事業者が不均一課税の適用を受けた場合、この場合はその不均一課税の適用により減税して賦課された固定資産税に対して奨励金を交付するということとなります。そして、この場合、先ほど税務課の説明でもございましたように、この減税分に対しては国から普通交付税により一部減収補填がされるという仕組みとなっております。なお、この減収補填は、先ほども説明がありましたが、財政力指数の関係で移転型のみでございます。

この減収補填ですが、この点が今回の行政側のメリットの一つでございます。ところが、

不均一課税に関する条例第3条にございますように、この不均一課税の適用は申請主義でございますので、もし要件に該当する事業者であってもそれを申請しなければこの適用が受けられず、本来の固定資産税が賦課されるということになってしまいます。そうしますと、この場合、当然国からの減収補填が受けられないということになります。

問題となりますのは、奨励金交付対象の事業者が不均一課税の申請を行わなかった場合、この場合でございます、不均一課税であれば国からの一部減収補填が受けられたはずであるのにそれが受けられず、奨励金として市が全額負担するということになってしまうという点がございます。ですから、貴重な財源を少しでも確保していくというために、この第4条第3項の規定を加えまして、事業者に不均一課税の申請を促していくという趣旨のものでございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第29号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了します。

これより議案第29号 可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第29号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号 中濃地域農業共済事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（桜井孝治君） 議案第36号 中濃地域農業共済事務組合同規約の変更について御説明をいたします。

資料番号1、議案書では100ページ、資料番号6、議案説明書では9ページの中段をお願いいたします。

これは組合の規約を改正するものでございますが、地方自治法の規定により、改正の際にはあらかじめ構成市町村の議会の議決を経ることとなっておりますので、議案として提出するものでございます。

中濃地域農業共済事務組合は、農業災害補償法に基づき、農業者の方が災害を受けた場合、その災害を補填する共済事務を行っております。この組合は、可児市を含む中濃管内の13市

町村で組織されており、組合の事務所につきましては組合規約第4条により本所を関市に置き、郡上市の八幡町と加茂郡の川辺町に支所を置いております。

今回の規約の変更につきまして、改めて資料番号1の議案書100ページをお願いいたします。

事務所の位置を定めてあります第4条について、現在2つある支所のうち、郡上市にあります郡上支所は郡上市の八幡町から同じ郡上市内の大和町へ移転、川辺町にあります加茂支所は廃止をするものでございます。郡上支所につきましては、現在入所しております郡上市八幡町の施設が取り壊しになるため大和町への移転、加茂支所の廃止は支所の職員数の削減により適正な人員配置が困難になりましたので支所機能が低下し、支所業務を本所に統合するものでございます。特に、加茂支所の廃止に当たっては、平成27年度において、一部業務を先行して本所業務に組み入れて試行し、地域の加入者には特に支障を来す事例は起きていないことを確認しております。

なお、この規約は平成28年4月1日より施行となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第36号に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了します。

これより議案第36号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成多数であります。よって、議案第36号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号 新市建設計画の変更についてを議題とします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） それでは、議案第37号 新市建設計画の変更につきましてでございますが、これにつきましてはパブリックコメントを経まして変更案が兼山地域審議会で決定されまして、同審議会から市長に対しまして去る平成28年2月10日に答申されたものでございます。

資料番号といたしまして2を用意させていただいておりますので、それもあわせて総合政策課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） それでは、資料は資料番号1の議案書、資料番号7の新可児市まちづくりビジョン変更案、そして本日の委員会資料2、新可児市まちづくりビジョン

(新市建設計画)の答申についての3点でございます。

では、初めに本日の委員会資料、資料番号2の新可児市まちづくりビジョン(新市建設計画)の答申についてをごらんいただきたいと思ひます。

1の変更の概要でございます。

新可児市まちづくりビジョンは、合併後の新市のまちづくりに関する計画でございます。平成17年5月から平成28年3月までを計画期間としております。

合併特例債の起債期間が平成28年の3月31日まででございましたが、法律によって5年間延長されました。そこで、合併特例債を財源として有効に活用し、事業を推進するために計画を変更するものでございます。

資料2の変更内容でございます。

一覧表のとおり、計画の期間、主要指標の見通し、新市の施策、県事業、財政計画を変更いたします。

内容については、資料番号1、議案書の102ページをごらんいただきたいと思ひます。

左側は改正前、右側は改正後でございます。

まず、第1章の序論のところでは、計画期間を平成33年の3月まで、5年間延長いたします。

第3章の主要指標でございます。

人口と世帯数につきましては、実績値に置きかえたものと、あと昨年策定しました可児市人口ビジョンに基づいて新たな推計値に変更いたしております。

103ページの就業者人口につきましては、実績値に置きかえております。

その下の第5章まちづくりの施策でございます。

3の新市の施策ということで、まず1行目にありますように、左側の改正前で(1)－①でいきますと、環境基本計画市民活動推進事業というものが右側の改正後では環境パートナーシップ・可児ということで、事業名を変更しております。このような形で左右対称で記載しておりますのは、事業名や事業内容を変更したものでございます。

下から5行目になります。追加とございます。これは今回の改正で新たに位置づける施策や事業でございます。合併特例債を活用する見込みがあるものや、合併後に新たに実施をしておる事業を追加しておるものでございます。例えば、市立幼稚園の施設整備事業ということで、これは瀬田幼稚園の施設改修などを位置づけているというものでございます。

104ページをお願いいたします。

右側の改正後2行目、ここからは追加事業がたくさん出てまいりますが、上から2枠目の(2)－③文化振興施設の改修事業、その下の(2)－④美濃金山城跡等整備事業、その下の同じく美濃桃山陶の聖地調査・保存・PR事業などを新たに位置づけをしております。

ごらんいただきますと、105ページも同じように、事業を変更したもの、追加したものを改正後ということで載せております。

106ページをごらんください。

右側の改正後のところに、完了・終了事業とございますが、これまでに事業が終了したもの、完了したもの、一部は中止したものがございますが、その事業を掲げております。変更後の計画では、計画中に米印で表記をしております。

その下の第7章の県事業の推進でございます。

県事業につきましては、岐阜県との協議を経まして4つの事業を追加しております。

続きまして、107ページでございます。

第8章の財政計画でございます。

計画期間の延長に伴いまして、最新の財政推計による財政計画に変更しております。

議案書での説明は以上となります。

資料番号7の新可児市まちづくりビジョン変更案につきましては、今御説明しました議案の変更を反映した後のものとなっております。内容としては同じになりますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、委員会資料、資料番号2に再度戻っていただきたいと思います。

下のほう、3の答申とありますように、パブリックコメントを経まして兼山地域審議会で決定をされ、平成28年2月10日に答申を受けたことを御報告いたします。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第37号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤 壽君） それでは、議案書の107ページ、財政計画ですが、これはどういうものをもとに策定されているかという、今後はどういう形でいかれるのかというのは、平成28年度、若干予算との乖離がありますので、いつごろ策定されて、今後どうされるかというのを伺いたしたいと思います。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 財政計画につきましては、毎年度、前年度の決算をもとに10月に財政推計というものを行っております。それで、今回、この計画案にのせさせていただきますのは、昨年10月に行いました最新の財政推計をもとに作成をしたものになります。

財政推計につきましては、歳入について、変動要因を加味して推計をいたします。その歳入額に基づいて歳出額を調整して決定するというようなものでございまして、今後、毎年この財政推計は見直してまいりますので、次は本年10月に平成27年度の決算をもとにして推計をし、毎年見直しながら財政運営に当たっていくというものでございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ほかに質疑、御発言ありますでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了いたします。

これより議案第37号 新市建設計画の変更についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第37号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました執行部からの議案審査は全て終了いたしました。

それではお諮りをいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

以降の議事につきましては、説明される方のみ残っていただきまして、それ以外の方は御退席いただいて結構でございます。

ここで手元の時計ですけど、午後2時10分まで休憩といたします。午後2時10分再開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後1時56分

---

再開 午後2時11分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題2. 出資法人の経営状況の説明についてを議題といたします。

それでは、一般財団法人可児市公共施設振興公社について説明を求めます。

本日は、経営状況報告をしていただくため、参考人として一般財団法人可児市公共施設振興公社より事務局長の金子孝司さんに御出席をいただきました。

それでは、御報告をよろしく願いいたします。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（金子孝司君） それでは、平成28年度の事業計画及び収支予算につきまして、事前に配付させていただきました資料番号11番、平成28年度事業計画書及び収支予算書に基づきまして御説明いたします。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、基本方針につきましてですけど、平成28年度は一般財団法人への移行認可を受けてから4年目の年となります。公益目的支出計画の完了に向けまして、この計画に従って公益目的事業及び継続事業を着実に実施してまいります。

公益目的事業につきましては、ガラス工芸を通じて市民に物づくりの楽しさや喜び、交流の場を提供することにより、地域の文化芸術の向上とレクリエーションの振興に寄与してまいります。

また、当公社が指定管理者として管理運営を行っています可茂衛生施設利用組合啓発宿泊

研修施設わくわく体験館につきましては、新たに平成28年4月から第3期の指定管理期間が始まります。平成11年の開館以来、長年培ってきました経験と実績を最大限に生かし、地域に親しまれ、地域に根差した施設、利用者にとって使いやすい施設を目指してまいります。

そして、公社の基幹事業であります学校給食センター給食調理事業及び保育園給食調理事業については、引き続き市から調理業務を受託しまして、これまでの経営実績と蓄積されたノウハウをもとに、より安全でおいしい給食を提供してまいります。

次に、事業の実施計画であります、1の公益目的事業であります文化芸術及びレクリエーション振興事業につきましては、トンボ玉やステンドグラス、吹きガラスなどのガラス工芸が気軽に体験でき、学ぶことができる各種講座を、指定管理施設でありますわくわく体験館のガラス工房を利用して開催していきます。

続いて、2ページをごらんください。

江戸時代に土田村で吹きガラス製造が始まったという歴史を伝え、ガラス工芸への興味と関心を持っていただくため、「江戸時代のガラス作りに挑戦」講座を開催いたします。また、ガラス工芸の啓発と魅力を知っていただくため、ガラス工芸作品展を11月に、そして音と明かりのうるおいコンサートを12月に、それぞれ文化創造センター a 1 a で開催する予定です。

次に、2の指定管理事業のわくわく体験館施設管理・貸館事業については、リサイクルをテーマにした講座やイベント等を開催しまして、リサイクルや環境に対する意識の向上と啓発を図ってまいります。また、ガラス工芸講座等を通じて、市民に物づくりの楽しさや喜び、交流の機会を提供し、交流人口の拡大に努めてまいります。

施設の維持管理については、安心・安全で快適に利用いただけるよう適正な施設管理を行うとともに、日常の館内清掃や衛生管理を徹底してまいります。また、引き続き可茂衛生施設利用組合と連携して、計画的に老朽化が進んでいる機械設備の改修等を進めてまいります。

(3)の自主事業でありますリサイクル講座として、リサイクル活動の啓発と意識の向上を図るため、イベント「ごみと遊ぼう」や廃材を使った物づくり講座を記載のとおり開催する予定です。

続いて、3ページをごらんください。

ガラス工芸講座につきましては、先ほど御説明いたしました公益目的事業の文化芸術及びレクリエーション振興事業として行っていきます。また、地域との連携や交流を図るため、みんなで作るステンドグラス講座や出前講座を開催します。

(4)の誘客活動の推進については、わくわく体験館の魅力を広く情報発信するとともに、効果的な広報宣伝活動を推進し、新たな利用者を開拓します。また、魅力ある工芸講座の企画や利用しやすい環境づくりに取り組み、利用者の満足度を高め、さらなるリピーターの獲得に努めてまいります。

次に、受託事業であります3の学校給食センター給食調理事業及び4の保育園給食調理事業については、市の委託を受けて安全で安心な給食を提供していきます。特に、調理におけ

る衛生管理と職員の安全衛生管理に努めてまいります。

次に、5の法人運営に係る経費であります法人会計については、実施計画に定めます事業を着実かつ効率的に推進していくため、組織体制の確立と適正な人事管理に努めてまいります。

続いて、4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

(2)の人事管理につきましては、公社についてはストレスチェック制度の対象事業所になりますので8月に実施する予定であります。

それと、平成28年度の組織体制はごらんのとおりで、平成27年度と変更はございません。

以上で、事業計画の説明を終わらせていただきます。

続いて、収支予算書について御説明を申し上げます。

5ページの収支予算書総括表をごらんいただきたいと思います。

(1)の経常収益のうち、②の事業収益は3億5,901万6,000円で、前年度より115万5,000円の減額となっています。これは、主に受託事業であります学校給食センター給食調理事業に係る業務委託料が減ったことによるものであります。また、わくわく体験館利用料収益は1,465万9,000円で、平成27年度の収入実績を踏まえ、16万4,000円ほどの増収を見込んでおります。

③の受取補助金等は、公社運営に係る市からの補助金でありまして、3,010万9,000円で前年度より17万6,000円の増額となっています。

経常収益は全体で3億8,928万8,000円となり、前年度より97万5,000円の減額となっています。

続いて、(2)の経常費用につきましては、7ページの事業別内訳書により御説明いたします。

7ページをごらんいただきたいと思います。

縦軸は支出科目で、横軸は事業別になっています。

①の事業費は、文化芸術及びレクリエーション振興事業、わくわく体験館施設管理・貸館事業、学校給食センター給食調理事業及び保育園給食調理事業の実施に要する経費で、合計で3億5,913万9,000円です。

最初に、文化芸術及びレクリエーション振興事業であります。事業費は4,335万8,000円で、前年度より61万8,000円の減額となっています。主な経費としましては、ガラス溶解炉等の燃料費が716万5,000円、ガラス工房施設管理及び講師派遣業務委託料等の委託費として2,764万円となっています。

次に、わくわく体験館施設管理・貸館事業ですが、事業費としましては2,056万1,000円で、前年度より28万4,000円の増額となっています。主な経費としましては、電気料金等の光熱水料費433万6,000円、施設管理にかかわる保守点検業務委託料や夜間管理業務委託料等の委託費として671万6,000円となっています。

次の学校給食センター給食調理事業の事業費は2億5,230万3,000円で、前年度より183万

3,000円の減額となっています。主な経費としましては、給与手当、臨時雇い賃金、福利厚生費等の人件費関連経費が1億6,499万1,000円、ボイラー用燃料等の燃料費として1,863万6,000円、電気料金等の光熱水料費として3,522万6,000円と、あと消費税の租税公課費として1,324万7,000円となっています。

保育園給食調理事業の事業費としましては4,291万7,000円で、前年度より101万4,000円の増額となっています。これは、主に調理員にかかわる給与手当等の人件費関連経費の増加によるものでございます。主な経費としましては、給与手当、臨時雇い賃金、福利厚生費等の人件費関連経費が3,721万5,000円、消費税の租税公課費として297万9,000円となっています。

最後に、②の管理費の法人会計費用は3,014万9,000円で、前年度より17万6,000円の増額となっています。これは、主に職員にかかわる給与手当等の人件費関連経費の増額によるものであります。主な経費としましては、給与手当、福利厚生費の人件費関連経費として2,473万7,000円、そして消費税等の租税公課費として246万6,000円となっています。

そして、また6ページのほうに戻っていただきたいと思えます。

經常費用合計としましては3億8,928万8,000円です。また、平成28年度期首の一般正味財産残高は558万4,000円で、市からの支出金であります指定正味財産残高は1,500万円となっています。

以上で、平成28年度事業計画書及び収支予算書の説明を終わらせていただきます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは、今の報告に対する質疑を行います。

なお、参考人の方に申し上げますが、答弁する際には手を挙げて委員長の許可を得てから、着席のまま結構でございますので御発言をお願いいたします。

それでは、質疑のある方、どうぞ。

○委員（山根一男君） 参考までに、4ページの表に理事会の人数とかあるんですけども、事業別に、あるいは総務課とか、大体従業員の方といいますか、どれぐらいの規模なのかを教えてくださいませんか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（金子孝司君） 今回の組織体制の表、4ページを見ていただきたいと思えます。

事務局全体の職員数、今現在ですけど、67人となっています。そのうち、育児休暇中1人含んでいます。総務課の職員ですけど、職員として3人、わくわく体験館の職員として2名、あと学校給食センター給食調理場の職員ですけど、合計で49名となっています。49名の内訳としましては、常駐も含めて嘱託職員が4名、パート職員が2名、正職員が41名と、あと正職員の栄養士が2名の49名ということで、総勢67人の職員体制になっております。

○委員（山根一男君） 続いて、事業計画ということなので特に触れていなかったのかと思いますけれども、いろんな事業がありましたけれども、特に貸館あるいはガラス工芸ですね、どれぐらいの利用者がいて、それがふえているのかどうなのかという、その辺の見解はいかがでしょうか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（金子孝司君） 直近のデータ資料としまして、平成27年12月31日現在でありますけど、ガラス工芸講座につきましては対前年度、12月同月で501人の増加になっています。総人数としましては7,674人で、前年度と比べると501人の増加と。

そして、施設管理のほうですけど、宿泊室、体育館、会議室、浴室の利用者合計としましては……。

済みません、さっき間違えました。先ほどのガラス工芸講座の受講人数のほうですけど、平成27年度の受講者数が5,655人で対前年度321人の増加、先ほどの数字は受講料収入です。受講料収入としましては767万4,000円で、前年度より50万1,000円の増加となっています。

施設管理のほうにつきましては、利用者数として1万3,840人で、対前年度より1,648人増加となっています。施設管理に係る利用料収入としましては416万1,000円で、対前年度より68万円ふえているというのが12月末の実績であります。

○委員長（澤野 伸君） ほかに質疑のある方。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、以上をもちまして質疑を終わらせていただきます。

事務局長の金子孝司さん、長時間まことにありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後 2 時29分

---

再開 午後 2 時30分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議題 3. 各部における条例の制定・改正予定又は新規事業等についてを議題といたします。

それでは、まず(1)定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、よろしく願いいたします。

総務企画委員会資料ナンバー 8 をお願いいたします。A 4 の 1 枚でございます。

それでは、説明いたします。

定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてでございます。

可児市においては、職員の年齢構成のひずみから生じるポスト不足、管理監督職の高齢化等の人事の停滞を解消し、組織の活性化を図るとともに、厳しい財政状況の中で人件費負担の緩和を図ることを目的として、平成24年度まで早期退職勧奨を実施してまいりました。その後は、職員の確保が厳しいということもございまして、早期退職勧奨制度は実施しておりませんでした。

そんな中で、国におきましても早期退職勧奨制度が廃止されて、それにかわり、より透明性の高い定年前退職募集制度を整備されたというところでございます。地方公共団体においても、そういった整備をすることが求められているという状況でございます。

そのような中で、市におきましても平成28年度から再任用職員がフルタイム採用ということで、これにつきましては段階的に最大5年間、65歳まで雇用することとなってまいりました。これに伴って職員数の増加が見込まれることと、また現在課長昇格年齢が上昇してきているというようなことから、今後の状況によっては定年前に退職する意思を有する職員の募集を再開することについて可能性が出てきたところでございます。

この新制度の適用につきましては、可児市につきましては岐阜県の市町村職員退職手当組合に参画をしておりますが、この組合とそれぞれ構成する市町村双方で条例の整備が必要であるというところでございます。市町村職員退職手当組合につきましては、既にその条例につきましては整備しております。また、市町村職員退職手当組合からも定年前早期退職者に対する措置について関係例規の整備を要請されているということもございまして、今後定年前退職制度の必要性があると判断し、条例を整備するというものでございます。

条例につきましては、平成28年6月議会に上程を予定させていただきますのでよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（可児慶志君） 単純にどう違いますか、勧奨と。

○市長公室長（前田伸寿君） 勧奨退職というのは、基本的には組織側からどうだろうということで、昔でいう言い方ですと肩たたきをするということですが、今回の制度については基本的に誰ということではなくて、条件を満たせば、募集期間に応募して認定されれば即退職が認められるというものでございますので、基本的な、どこが違うかというとなかなか難しいところがございますが、組織側からと個人側からの違いというのが大きな違いかなあというふうに思います。

○委員（可児慶志君） あとは、優遇制度とか何かは変わらないのか。

○市長公室長（前田伸寿君） 変わらないということはありませんが、優遇措置はございますので、これもどういった制度にするかということも含めて、組合と検討しながら進めてまいるというところでございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これで終了いたします。

続きまして、(2)第四次総合計画後期基本計画に係る総合計画審議会答申についてを議題といたします。

なお、続いての新市建設計画に係る兼山地域審議会答申については先ほどの議案第37号に

において説明を受けましたので、省略させていただきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） それでは、第四次総合計画後期基本計画の案に係る総合計画の審議会の答申につきましては、パブリックコメントを経まして、この基本計画案が総合計画審議会で決定されました。その同審議会から市長に対しまして、去る3月10日に答申されたところでございます。

詳細につきましては、総合政策課長が御説明をいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 本日の資料番号3をお願いいたします。

昨年の12月の総務企画委員会におきまして、パブリックコメントに付する予定の案を説明させていただきました。パブリックコメントの結果については、平成28年2月25日付で議会事務局の文書ボックスのほうに配付はさせていただいておりますが、意見は1件ございましたが、計画案の修正を要するものではございませんでした。

では、本日の資料3のパブリックコメント後の修正箇所でございますが、中央部分より下でございます。

5. 重点方針と重点的な取り組みで、下線の部分とその下の図ですが、中央部分から左側、市内外への情報発信というところがございます。このところを修正・追加しております。この趣旨といたしましては、住みごこち一番・可児の実現に向けまして、重点方針に基づいて取り組みを進めるとともに、追加の部分として今まで以上に本市の魅力の情報発信をしていく、そういったものをつけ加えたというものでございます。

資料の裏側に載っておりますのは、昨年の12月の委員会説明のときの案でございます。これは計画書の5ページに当たりますが、この表のように修正をかけた案を総合計画審議会において市の後期基本計画として定めるという答申をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

御発言のある方。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これで終了いたします。

これで、議題3. 各部における条例の制定・改正予定又は新規事業等についてを全て終了いたします。

以降の議事の説明を行う方以外は順次御退席いただいて結構でございます。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時41分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題４．報告事項に入ります。

まず初めに、駅前拠点施設建設に伴う総合会館及び総合会館分室の機能集約についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） 駅前の拠点施設につきましては、平成30年の春に開館するという  
ことで、それに向けて着々と準備を進めてきておるところですけれども、この駅前拠点施設  
の開館に伴いまして、総合会館、そして総合会館分室の機能集約を図りたいということでご  
ざいます。

詳細につきましては、室長のほうから説明をさせていただきますのでよろしくお願いいた  
します。

○公有財産経営室長（伊藤利高君） よろしくお願いたします。

では、駅前拠点施設建設に伴う総合会館及び総合会館分室の機能集約について、資料のと  
おり御説明をいたします。

現在、子育て支援機能の中核として、大人の健康づくり、多世代交流によるにぎわいを創  
出する空間整備の必要性を打ち出し、駅前拠点整備を進めております。

一方、総合会館分室は、建築から30年近くが経過し、空調や屋根などの老朽化が顕著にな  
ってきております。

本市では、平成25年度より公共施設マネジメントに取り組み、平成27年3月、可児市公共  
施設等マネジメント基本方針を公表いたしました。その中で、若い世代を初め、誰もが魅力  
を感じ、可児市に住みたい、住み続けたいと感じるまちづくりを進めていくためには戦略的  
な新規事業の展開は必要であるとしておりますが、持続可能な行財政運営を行っていくため  
には、関連する施設やサービスは複合化や集約・廃止の視点で検討することとしております。  
駅前拠点建設に際し、総合会館及び総合会館分室の機能の再配置を行うことで施設の集約を  
進めていきたいと考えております。

今後の予定について、先ほど部長からお話がありましたように、平成30年度には駅前拠点  
の施設が開館となりますので、その後総合会館の改修を行って、平成31年には関連団体、そ  
して組織の移転を行い、最終的には分室の解体をしたいというふうに考えております。以上  
でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（山根一男君） 今、そういう方針があるということはお聞きしましたけれども、再配  
置という考え方の中に、例えばNPOセンターがありますよね。これを今のままだと総合会  
館に移すというふうな受けとめるんですけれども、例えば多文化共生センターフレビアとの  
関係とかいろいろと結構あるし、駅前の利点というのがすごくある施設だと思うんですけれ

ども、それを駅前拠点に移すとかというような選択肢は考えられてはいないんですか。可能性はないですか。

○公有財産経営室長（伊藤利高君） 今の段階では、総合会館分室にあります機能は総合会館のほうに全て機能に移したいというふうに考えておりますので、駅前拠点のほうにNPOセンターを移すということは今の段階では考えておりません。

○委員（山根一男君） そうしますと、パートセンターですとかJCとか、あの辺の事務所も全部移すことは可能だということですかね。

○公有財産経営室長（伊藤利高君） 今入居しておられます全ての団体は、総合会館の中に配置が可能だというふうに考えております。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御発言は。  
よろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これで終了いたします。

次に、(2)広報の発行回数見直しについてを議題とさせていただきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） では、お手元の委員会資料ナンバー5をお願いいたします。A4の1枚でございます。

よろしいでしょうか。

○委員長（澤野 伸君） 失礼しました。

じゃあ、ここでちょっと暫時休憩です。

休憩 午後2時46分

---

再開 午後2時48分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続きまして、引き続きよろしく申し上げます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、資料ナンバー5をお願いいたします。

「広報かに」発行回数の見直しについてでございます。

こちらにつきましては、昨年12月の議会の中で一般質問もございまして、自治会の負担軽減という観点からも広報の発行回数について見直しを検討していくということでございまして、基本的には平成29年の1月から、月2回発行している広報について1回発行に改めるということでございます。

詳細につきましては、広報課長から説明申し上げますのでよろしくをお願いいたします。

○広報課長（尾関邦彦君） それでは、御説明いたします。

その資料にありますように、まず経緯といたしましては、「広報かに」の月2回発行というのは昭和57年の11月からスタートしております。地方分権や権限移譲によりまして、市民へお知らせする内容もふえ、下のグラフにありますように広報紙のページ数も増加してま

いました。

一方で、ケーブルテレビ放送とかホームページ開設などによる情報媒体の多様化にも努めてまいりました。さらに、掲載記事の精査に努めるとともに、平成24年からは1日号を政策的記事、15日号をお知らせ記事中心とするように整理を進めまして、ページ数も減少してまいりました。

こうした中で、自治会役員の方などから負担軽減を求める声をたびたびいただいております。ことを受けまして、今回の見直しに至りました。

2の実施時期につきましては、先ほど御説明しましたように平成29年1月から予定ということで、行政側としましては契約のタイミングなどで年度切りかえがスムーズなわけですが、自治会側に混乱が生じないようにということで開始時期を1月ということで予定をさせていただきます。

資料の裏面のほうをごらんください。

3としまして、影響と対応ということでございますけれども、1つ目の1回当たりの紙面の増加につきましては、これまでも削減に努めてきておりますが、単純に合冊することのないように再度紙面構成の見直しを進めてまいりたいと考えております。

2つ目の募集の締め切りなどのお知らせ機会の減少ということにつきましては、現在も募集につきましては15日号にまとめて掲載しているということから影響は最小限にとどまると考えておりますが、より計画的な発信に努めてまいりたいと考えております。

4つ目としまして、経費の削減見込み額ということでございます。支出としましては、印刷費のほうは、これは年間で、平成26年の決算額との対比でございますけれども、印刷費のほうは170万円、それから配送費、これは集合住宅とか店舗ですね、そういったところに配送している分、そうしたものが150万円の減ということで、合計しまして320万円ほど減額できると見込んでおりますけれども、一方で広報に掲載しております広告収入が減少するというので、これを96万円ほど見込んでおまして、差し引きしますと全体で224万円ほどの減額になると見込んでおります。

5番目としまして、他市等の動向ということで、県内21市中12市ということで約6割が月1回ということで、近年ではそこにありますように美濃加茂、多治見、関が1回に移行しているというような現状でございます。

こうしたことで、1回にすることによりまして、職員にとりましても発行サイクルの間隔が開くということで取材などの情報収集に使えるまとまった時間が確保できるということも期待しております。よりよい広報紙づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（山根一男君） 現在、両方合わせると28.4ページぐらいということですが、おおむ

ねどれぐらいのボリュームにしようというお考えですか。

○広報課長（尾関邦彦君） 今のところ、24ページほどにはまとめたい、抑えたいと。8の倍数になってしまいますので、24ページ以内におさめたいというふうに考えております。

○委員（山根一男君） 配送費が減るということですが、自治会とかに対する報償費ですか。そこは関係しますか。

○広報課長（尾関邦彦君） それについては、影響はしておりません。

○委員（山根一男君） 自治会からの要望が多分多いのでこういうふうになったと私は思っているんですけども、結局手間を省く分、その分、報償金の考え方が違うかもしれませんけど、ちょっとその辺、説明いただけるとありがたいですけれども、減っても当然かなあという気がするんですけども、反発があるかもしれませんですけども、要するに自治会の奨励金の中には広報を月に2回配付するというのがかなり大きなウエートを占めていたと私は考えているんですけど、いかがですか、その辺は。

○広報課長（尾関邦彦君） 報償金につきましては、広報で幾らというような積み上げの根拠をもって金額をはじいていないということ。それから、広報紙は減りますけれども、各団体とか関係する機関の回覧、広報物というのは依然とあります。それと、自治会に関しましては、災害時の要援護とかさまざまな協働して行うという事業が近年も高まっておりますので、単純に広報が1回減るということで報償費を見直すということは考えておりません。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御発言は。  
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで終了いたします。

次に、(3)可児市観光グランドデザイン本編についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○観光交流課長（坪内 豊君） それでは、6番の書類のほうをごらんください。

（仮称）可児市観光グランドデザイン本編（案）について説明させていただきます。

この本編（案）につきましては、今年度1年かけまして地域での活動団体やNPO、事業所など、いろいろなところと話をしながらまとめてまいりました。また、市民団体から成ります策定委員会を設けまして協議もしてまいりまして、ようやくまとまりましたのでここで御報告をさせていただくということでお願いしたいと思います。

めくっていただきまして、初めに囲ったところがございますけれども、これの4行目をごらんください。

平成24年度に策定しました（仮称）可児市観光グランドデザイン（案）、これは全体の方向性を示したものでございますけれども、これと今回の本編（案）と合わせることで（仮称）と（案）が取れまして、可児市観光グランドデザインとします。そして、これを実施することで、市政4つの柱、1番から4番がありますけれども、高齢者の安気づくりや、子供たちが

郷土に誇りや愛着を持つ、そういったことによる子育て世代の安心づくり、それから交流人口の増加・定住人口の増加による地域・経済の元気づくり、ハード整備によるまちの安全づくりというようなものと同時に、増加します外国人来訪者に対しましてこういったことを体験できる場として可児市の魅力を提案していくというような位置づけで考えております。

少しあいた後にありますとおり、この本編につきましては、地域を初め、多くの市民、企業の参画を得て、協働の上、進めていく計画書というふうに考えております。したがって、参画と協働ということが非常に大事でして、ここはグランドデザインの特徴でございまして、市民、企業、行政の3者がそれぞれの役割を担って同じベクトルで進むというのがグランドデザインの根幹の部分というふうに考えております。

したがって、この本編につきましてはグランドデザインに掲げる事業のスタートに当たっての目安というふうにお考えいただきまして、いろんな協働をする中で、事業の展開とか進展に応じまして追加と変化をしていくというものでございます。平成30年度までの計画内容としておりますが、それ以降につきましては十分な検証をした上で新たな計画を策定していきたいと、そんな位置づけで考えております。

その右側にありますとおり、活用していきます地域資源につきましては、1番の美濃桃山陶の聖地から7番のゴルフツーリズムまでのこの7つということで考えております。

めくってください。

1ページになりますけれども、これ、全体の構成としまして、基本事項、それから2番の戦略と仕掛け、次のページになります、4ページになりますが、施設整備ですね、ハードの部分、それから年次計画という、この4つの項目を中心にまとめてあります。

最初の1ページの基本事項になります、美濃桃山陶の聖地でいきますと、コンセプトは本質に触れるということ。概要、目標来訪者数が書いてありますけれども、一番大事なところは市民、企業との協働というところになります。ここでいきますと、陶芸協会とか陶芸家の皆さん、それから茶道連盟、ガイドボランティア、こういった方々と協働していくというものでございます。

2ページの戦略と仕掛けになります、戦略も5つの区分に分けてまとめてあります。

まず1つ目としましては、参加体験型の事業を展開していきたいというようなことで、その事業が並べてあります。例えば、随縁に集う、かに窯めぐり、小中学校お茶講習会、こういったようなものが並んでおります。

3ページをごらんください。

戦略の2といたしまして、これは地域主体の活動というところで、市民の皆さんと協働していく部分が大いんですけれども、ガイドボランティアによる案内というようなことを上げております。

それから、戦略3として広報・PR活動も大事でして、このあたり、美濃桃山陶でいきますと、今、単独のホームページを今年度作成しておりますけれども、これによりまして全国・海外へ発信していきたいというようなものでございます。

戦略の4としましては、広域連携というのも考えていくべきということで上げております。例えば、窯業地との広域連携でいきますと、戦国時代の桃山陶というつながりで考えていきますと、唐津とか備前とか、そういったところとつながっていくということも必要だろうというようなことで考えております。

それから、戦略の5として拠点づくり、拠点も大事になりますので、こういったところがあります。

次のページで、施設整備といたしまして、ハードの部分としては、今行っておりますが、旧荒川豊蔵邸及び周辺の整備ということで、これは来年度完成で進めております。そして、もう1つ、その下、可児郷土歴史館の整備のほう、美濃桃山陶に特化した改修を計画しているというものでございます。

4番の年次計画にございますとおり、平成30年度までの間でソフトとハードでまとめてありますが、まずソフトの部分では、平成27年度、平成28年度で開発、PR、ファン拡大という期間、それから平成29年度、平成30年度で全国・海外への発信と集客をしていきたいというようなものでございます。それから、ハードにつきましてはその下のとおりでございます。

次の5ページをごらんください。

基本的にこういったつくりになっておりますので、あとはざっとポイントだけ説明させていただきますが、戦国城跡めぐりでいきますと、コンセプトはこのとおり本物の価値を知る、協働につきましましては今既に始まり出したところなんです、美濃金山城おまもりたいとか久々利城の城守隊とか、あとNPO法人、こういったところと組んでいくということになります。

6ページになりますが、戦略と仕掛けとしまして、体験型の中には城跡めぐりがあったりVR美濃金山城、こういったものをやっていくというようなことを考えておりますし、飛びまして戦国いくさ体験、これは補正予算のほうで上げさせていただいたような事業になります。こういったものとか山城フェスティバル、武将になろう、こういったようなものを考えております。

7ページをごらんいただきたいんですが、戦略の2のこちらが一番大事なところでございまして、このポイントになります。城跡を活用した地域づくりということで、城跡を使って地域をつくっていくということを今回大きなテーマとして掲げております。ここにありまして、地域の団体が主体となってそれぞれの城跡の特性を生かした整備・活用を図っていくと。戦国いくさ体験を通して、活動への参加者をふやす。地域別にワークショップを行って、動画やホームページを企画・制作する。子供から大人までが参加できるような仕組みづくりをするというようなものでございます。

この図にありますとおり、これが仕組みですので、参画をしていただいて活動人口がふえていって交流人口がふえていくという、そんなような仕組みを考えております。ここには学生の参加なども考えてございまして、大学との連携も今模索し出したところでございます。

戦略の3といたしまして、こちらのほうですね、これも全国へ発信していきたい。

それから、広域連携としては全国山城サミットの誘致とか、例えば犬山城とか苗木城とか、そういったところとの連携も考えられますし、5番目の拠点づくりとしましては、全ての山城団体、全市的なものになるんですが、兼山地区に市民活動拠点の施設を整備したいというふうに考えております。

3番目の施設整備は次のとおりで、これは美濃金山城跡もそうですし、登城口ですね、町並みのほうから登っていけるような、そんなような整備をしていきたいということでこちらを書いてございます。

次のページをごらんいただきまして、美濃金山城以外にも、久々利城ほか、山城の整備はこのように計画をしております。

年次計画はこのとおりでございます。

それから、10ページですね、これが木曾川左岸鳩吹山周辺癒しの空間とありますけれども、これも同じようなつくりでございます。参加体験型の展開、それから地域主体の活動、広域連携というような、そういった整理の仕方ですべての皆さんと一緒にやっていく計画をここに載せているというふうにお考えいただければと思います。

あと、ずうっとございますけれども、同じようなつくりでつくっておりますので御一読いただければと思います。

ただ、5番以降の花フェスタ記念公園以降につきましては、相手の動向によりまして大きく変わってまいりますので、ここでは、現段階では基本となることにとどめております。これから連携協議しながら、内容のほうは膨らんでくるというような御理解をいただければと思います。

最後、24ページにありますけれども、今後の展開といたしましては、これ、それぞれの地域資源を磨いていくんですけれども、その先はそれぞれのものを今後つないでいくということになってまいります。市内外の地域資源間の連携というようにつないでいって、それから食・物といったようなところとの、こういったつながりも持たせていくというような考え方で進めていきたいと思っております。

25ページ以降につきましては再掲になっておりますけれども、年次計画といたしまして、これはソフト・ハードともに実効性の高いものとするために年次計画をもって、そういったつくりにしてあります。以上でございます。

○委員（林 則夫君） 僕は元来けちで欲が深いもんだから、何か一つ始めたら最少の費用で最大の効果を上げたいということです。

現在、国で計画しておるところの伊勢志摩、もしくはセントレアから能登半島を頭にした昇龍道ですね、あの昇龍道観光に何とか組み入れていきたいということで、その竜の一つの足をこの東濃から可茂地域で担っていく必要があるのではないかとということです。先般東濃観光連盟の会長会があったときに、連盟に呼びかけまして、東濃観光連盟でまとめて、そして国・県に要望するように提案をしておいたわけなんです。また可茂あたりは杉原千畝さんの関係の施設ですね、そうしたものとも連携をしながら、可児の観光の振興を図りな

がらこの地域一帯を何とか観光の誘致・誘客に努めていきたいということを提案はしておきましたので、今ランドデザインをまとめておるようですので、そいつがまとまったら、ぜひ東濃5市と可茂地域ぐらいには配付して、そして賛同をいただくようにしていただけるとありがたいと思っておりますので、ぜひいいものをまとめてください。以上です。

○観光交流課長（坪内 豊君） ありがとうございます。

広域の連携というのは、こういうものにおきまして非常に重要だというふうに認識しておりますので、これをいろんなところで見ていただけるような形で考えていきたいなあというふうに思います。ありがとうございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に。

○委員（山根一男君） 7ページのところで非常に重要だと言われた地域との連携ですね、いろいろと美濃金山城おまもりたいだとか、もう既に幾つかあって、新たに団体というふうに書いてあるんですけど、今までなかなか財政措置というのができていなくて、本当に地域の方がちょこちょこやっているぐらいだったんですけども、それについて何かインセンティブ的なものとか、そういう動きを加速化していくような動きはこの中に含まれているんでしょうか。

○観光交流課長（坪内 豊君） やはり地域の活動団体にとって必要なことというか大事なことで、自分たちで稼いで、要は自主財源をきちんと持って自立した運営をしていくということがやっぱり長続きをしますし、いい活動ができるもとだというふうに考えております。そういった仕組みを持たせるというような意味合いもありまして、それぞれの団体だけじゃなくて一つまとめた団体をつくりまして、その中で人も入ってきますし、稼げる仕組みといえますか、例えばさっき甲冑の着つけなんていう話をしましたけれども、そういうことによってお金を得る、ガイドをすることによってお金を得るとか、そういうような仕組みをこの中に盛り込んでいるというようなふうでお考えいただければと思います。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御発言はよろしいですか。

○委員（渡辺仁美君） 広域連携、本当に進めてほしいと思いました。

逆に、今度はポイントなんですけど、先ほども予算決算委員会でちょっと質問をさせていただきました。兼山小学校の子たち、結構最近意識が高まってまいりまして、古城山のお掃除のときも、小学生とお母さんとか、それからシルバー人材センターの方が自発的に無償で来られたりですとか、本当に地域の、それから兼山以外の市内からも参加されまして、美濃金山城おまもりたいのメンバー自体は私も含めてまだ30人に達していないと思うんですけども、結構連携できているんですけど、例えばいずれ3つ目、4つ目で海外にもPRしていくというんでしたら、林委員がおっしゃったようなけちでチャンスを生かす、レッドランドから来られるときに、地域の人たちがちゃんと子供を見ますので、ぜひお城に行って交流ができる、そんな場ができるとイメージとしてはとても膨らんで、地元の小学生たち、すごく自信が持てる、世界に誇れると思えるようになるような気がいたしますので、それをぜひちょっと御検討を願いたいと思います。それだけです。

○観光交流課長（坪内 豊君） オーストラリアとの交流というところには、可児市のいいところを知っていただくという、そういうところは積極的に出していきたいなあというふうに思っておりますし、今おっしゃったように地域の人たちがやっぱり誇りを持つということがまず第一だと思うんですね。そこに向けて、そういったこともプラスになっていくというふうに考えられますので、その辺のところは前向きに考えていきたいなあと思っております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、観光経済部長よりKマネーについての報告がありますのでよろしく願いいたします。

○観光経済部長（牛江 宏君） 済みません、きょうは本当はその他のところで資料配付だけと思いましたが、せつかく時間をいただけるようですので簡単に報告だけさせていただきます。

お手元の資料、ちょっと資料番号がついていませんで、きょう配付の中にプレミアムKマネー発行事業結果報告という資料、2枚物がございますのでごらんいただきたいと思います。

この事業につきましては、今年度当初に始めた事業でございます。6月の一般質問等で効果等についての御質問をいただきましたが、10月までのアンケート調査等を踏まえてということもございましたので、細かく御説明できておりませんでしたので、今回の報告という形で皆様方にお知らせするものでございます。

中身につきましては、事業概要については御承知の方もあろうかと思いますが、2割分のプレミアムをつけまして市民の皆様には抽せんにより御購入いただいたというものでございます。対象者が1万4,338名で、当選者が9,542名、倍率約1.5倍でございました。5億1,000万円分の発行額で、販売状況としましては第1次販売から第3次販売まで行いました。特に第3次販売につきましては、1冊、低額希望者の方を優先して購入をいただいたということでございまして、結果が一番下についておるとおりでございます。

次のページへ行きまして、一番上にその後の使用状況、要は使っていた状況でございますが、5億1,000万円分に対して100万円ほど未使用のままでもございましたが、使用率としては99.8%でございまして、通常のKマネー相当の利用までいただいたというところでございます。このようなKマネー、プレミアムKマネーもありまして、協力店舗数も1.5倍にふえておるといふものでございます。

アンケートの結果でございます。6番以降でございますが、一番下にありますがプレミアムKマネーをどのような目的で商品サービスとして購入されたかですが、8割の方は通常の商品を購入されたということで、残りの2割の方がいつもと違うものを購入された、もしくはそれに足して買われたというようなことのアンケート結果が出ております。

その内容としては、その次のページのKマネーの購入がきっかけとなった買い物の分類をさせていただきます。

最後に、プレミアムKマネー発行事業の総括として効果でございますが、これは先ほどのアンケート結果で、ふだんの買い物に8割、それ以外のもので2割ということですので、実際、それにプラスして幾らかで買われたということで、それをパーセントから総額の金額換算したのが下のほうに書いてある数字です。これからいきますと、最終的には1億7,304万円相当がふだんの買い物よりもふえたということもありますし、ふだんの買い物といってもKマネーを利用することによっていつもよりもちょっと高価なものとか、食品でもふだんより多く買ったというようなことは当然あるかと思しますので、そんなような効果があったんではないかというふうにまとめさせていただきました。

最後のページにつきましては、皆様方に自由意見をいただいておりますので、前段4つがよかったという話、それから後段3つについてはもう少しこういうところを工夫してもらえればなあということですので、今後このような事業が行えるかどうかは別にしまして、参考としていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして、何かありますでしょうか。

委員の皆さん、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次に移らせていただきます。

(4)平成28年度地方税制改正（案）についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

今、席を変えておりますのでしばらくお待ちください。

○税務課長（大澤勇雄君） それでは、資料番号の7番のほうになりますが、平成28年度地方税制の改正でございます。

1番のほうは法人税の改革ですので飛ばさせていただきます、地方法人課税の偏在是正ということでございます。

これは、今、法人住民税の交付税原資化ということで、これは平成29年4月1日から施行ということで、私どもに大変影響があるのが市町村民税の9.7%が6%に税率の引き下げを行われるということでございます。また、この法人住民税の税率の引き下げ相当分については、地方法人税（国税）の税率を引き上げて地方交付税の原資化とされるということで、地方法人税のほうは4.4%から10.3%になるということにございます。これは平成26年の10月1日に12.3%から9.7%に引き下げられておりますので、それに続く引き下げということでございます。

2番目に、この地方法人特別税の廃止等についてでございます。

地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額を法人事業税に還元するというものでございます。法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設し、交付額については法人事業税額の5.4%ということで、交付の基準については従業員数ということでございます。

2ページをお願いいたします。

3番目、車体課税でございます。

自動車取得税の廃止と環境性能割の創設ということです。これも平成29年4月1日施行ということで、平成29年4月の消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設するというものでございます。税率は燃費基準達成度に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本といたします。営業車、軽自動車の税率については、当分の間2%を上限としております。

別紙というのが一番最後についておりますが、そこを見ていただきますと、燃費達成基準に基づいて、例えば電気自動車については非課税とか、今の軽自動車については燃費基準によって1%、2%というふうな形での課税となります。

またもとに戻っていただきまして、軽自動車の環境性能割については、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行います。自動車税環境性能割については、税率の一定割合を市町村に交付するというものでございます。

続きまして、グリーン化特例課税の見直し・延長ということで、軽自動車におけるグリーン化特例の延長、これは現行の特例について適用期限を1年間延長するものでございます。

4番目において、固定資産税でございます。

遊休農地等に係る課税の強化・軽減ということで、これは農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、正常売買価格に乘じられている割合を乗じないこととする評価方法の変更により、課税の強化を平成29年度から実施するというものでございます。

また、所有する農地に農地中間管理事業のための賃借権の設定を、10年以上のものについては固定資産税の課税標準の特例を最初の3年間については2分の1とする、これはあめとむちというか、こちらのほうは税率が軽くなるというものでございます。また、賃借権の設定期間が15年以上の場合は、課税標準を最初の5年間については2分の1にするというものでございます。

続きまして、5番目、税負担の軽減措置等でございますが、これは地方創生応援税制ということで、企業版のふるさと納税の創設でございます。

地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、現行の寄附金の損金算入措置に加え、法人事業税及び法人住民税から税額控除するものでございます。

3ページをお願いいたします。

固定資産税の課税の特例でございます。

1番目には、防災上重要な道路における無電柱化のために道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る固定資産税の課税標準の特例を創設。

2番目は、これは飛びまして、これはJR九州ですので、3番目、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例について、特例率を見直した上で2年間延長するものです。

また、4番目には、新築住宅に係る固定資産税額の減額措置を2年間延長いたします。

また、わがまち特例を導入した上で、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、また認定誘導事業者が取得した公共施設に係る課税標準の特例措置を2年間延長するというものでございます。

それと、納税環境の整備というところで、1つ、個人住民税の徴収引き継ぎについては、また収納課長のほうからお話をさせていただきますので飛ばさせていただきます。

加算金の加重措置の導入ということでございます。これは、国税における見直しと同様に、短期間に繰り返し不申告、また仮装・隠蔽に基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合に10%を加算する措置を導入するものでございます。以上でございます。

○**収納課長（鈴木広行君）** 6の納税環境整備のうち、個人住民税の徴収引き継ぎ特例の対象拡大について御説明いたします。

個人の市民税と県民税の賦課徴収は、あわせて市が行うこととされておりますが、滞納額圧縮のため、県が直接市民税・県民税を徴収または滞納処分することができまして、これを徴収引き継ぎと言っております。徴収引き継ぎができるのは、過年度滞納分と過年度滞納分を含む現年度滞納分というふうで限定されております。

今回の改正におきまして、徴収引き継ぎに現年度のみ滞納分を追加し、滞納額の圧縮を図るものでございます。以上です。

○**委員長（澤野 伸君）** ありがとうございます。

これより質疑を行います。

御発言のある方。

特によろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これで終了いたします。

以上で、執行部が関係する議題は全て終わりました。

それでは、そのほか事項に入らせていただきます。そのほか、連絡事項があればお願いをいたします。

特によかったですかね。

[挙手する者なし]

それでは、今観光グランドデザインの本編のほうが入ってきておりまして、前の委員会でも少し皆さんにお諮りをさせていただきました視察等々も含めて、ぜひ一度委員会でいろんな協議をしようということが決まりまして、本編もちょうど出てきたということですので、また別の機会をつくりまして、これについて少し皆さんの御意見をいただきながら進めたいと思いますので、また突然の招集はしませんので、事前に皆様お諮りをさせていただいて、協議会という形か何か、ちょっとやり方を考えながら少し観光グランドデザインの本編について御協議いただけたらと思いますので。

よろしかったですかね、進めさせていただきます。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ、そのようにさせていただきますのでよろしく願いいたします。

ほかに連絡事項はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、それではこれで総務企画委員会を閉会とさせていただきます。

閉会 午後 3 時 25 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月11日

可児市総務企画委員会委員長